

会議録
令和２年第１回更別村議会定例会
第１日（令和２年３月１０日）

◎議事日程（第１日）

- 第 １ 会議録署名議員指名の件
- 第 ２ 議会運営委員長報告
- 第 ３ 会期決定の件
- 第 ４ 諸般の報告
- 第 ５ 一般行政報告
- 第 ６ 教育行政報告
- 第 ７ 令和２年度村政執行方針、令和２年度教育行政執行方針
- 第 ８ 諮問案第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 ９ 承認第 １号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第９号）の専決処分の承認を求める件
- 第１０ 承認第 ２号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求める件
- 第１１ 議案第 ４号 更別村監査委員条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１２ 議案第 ５号 更別村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１３ 議案第 ６号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１４ 議案第 ７号 更別村火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１５ 議案第 ８号 更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１６ 議案第 ９号 更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１７ 議案第１０号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件
- 第１８ 議案第１１号 定住自立圏形成協定の変更の件
- 第１９ 議案第１２号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第１１号）の件
- 第２０ 議案第１３号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第６号）の件
- 第２１ 議案第１４号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）の件
- 第２２ 議案第１５号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の件
- 第２３ 議案第１６号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）の件
- 第２４ 議案第１７号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）の件

◎出席議員（８名）

議長	８番	高 木 修 一	副議長	７番	織 田 忠 司
	１番	遠 藤 久 雄		２番	上 田 幸 彦
	３番	小 谷 文 子		４番	松 橋 昌 和
	５番	太 田 綱 基		６番	安 村 敏 博

◎欠席議員（０名）

◎地方自治第１２１条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	西 海 健
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	道 見 克 浩
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	小野寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総務課参事	女ヶ澤 廣 美
企画政策課長	佐 藤 敬 貴	産 業 課 長	本 内 秀 明
住民生活課長	佐 藤 成 芳	建設水道課長	新 関 保
保健福祉課長	安 部 昭 彦	子育て応援課長	宮 永 博 和
診療所事務長	酒 井 智 寛	教育委員会 教 育 次 長	川 上 祐 明
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 林 浩 二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	高 橋 祐 二	書 記	高 瀬 大 輔
書 記	加 藤 廣 衛		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。本日ここに令和2年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

明日3月11日は、東日本大震災発生の日から早くも9年目となります。震災被災地におかれましては、いまだに不自由な避難生活を余儀なくされておられる方も多数おられ、心からのお見舞いを申し上げるとともに、惨禍の犠牲となられました皆様に哀悼の意を表するものであります。我が村と姉妹都市であります東松島市を初め、被災地の皆様の一日も早い復興を切に願うものであります。

さて、令和元年度もあと僅かとなりましたが、計画した事業もほぼ達成の運びとなり、村議会議員の皆様並びに村民の皆様の深いご理解とご協力に重ねて感謝とお礼を申し上げます。次第であります。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、北海道、日本はもとより恐るべき勢いで全世界を席卷する勢いで感染が拡大をしております。本村としても危機管理における対応の初動態勢が重要であるとの認識から、直ちに新型コロナウイルス感染症対策会議を立ち上げ、国や道、保健所を含む医療機関、各課関係者のネットワークを構築する中で、常に最悪の事態を想定し、さきに定めた感染症防止の行動指針に基づき、迅速な情報収集や的確な村民への発信を行い、状況の変化に応じた感染の発生や拡大の防止に全庁挙げて努めてきているところであります。また、北海道の緊急事態宣言発令に伴い、引き続きこれまで以上に国や道、関係機関と連携、情報共有をしっかりと行いながら、何よりも村民の皆様の命と暮らし、健康を守るため、議会の皆様とも力を合わせ、職員一丸となって感染の発生や拡大の防止に総力を傾注してまいりる決意であります。

さて、令和2年度は、平成29年度に策定をしました第6期更別村総合計画の3年目となる年であります。国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に併せ、策定を進めている新更別村総合戦略で掲げる目標や施策との効果的な整合性、関連性を図りながら、テーマとなっている「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地の」の下、豊かで持続可能な更別村の実現に向けて全力で村政運営に当たってまいりる所存であります。

本定例会におきましては、令和2年度村政執行方針並びに教育行政執行方針、諮問案件1件、承認案件2件、新規条例の制定並びに改正案件8件、令和元年度の補正予算の件、令和2年度各会計新年度予算など合計25件の議案についてご審議をお願いするものであり

ます。

以上、よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議長 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、上田さん、3番、小谷さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月3日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出議案の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月18日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より18日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

松橋総務厚生常任委員長。

○松橋総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会所管事務調査の報告を行います。

本委員会は、所管事項について下記のとおり調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

記、1、調査日時、令和2年2月12日。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、障害者就労支援について。

4、経過、委員5名により調査事項について、企画政策課長、地域開発係長、子育て応援課長及び保健福祉課長補佐の出席を求め、調査を行った。

5、調査の結果、現在村ではさらべつ版「生涯活躍のまち」基本構想・基本計画の策定を進める中で、障がい者の就労については、就労継続支援A型の開発に向け取組を進めている。先の所管事務調査において、当委員会で調査を進めた結果、就労継続支援A型単独での経営は非常に厳しいとの判断に至り、その旨の報告をした経緯がある。

その後の進捗状況については、今回改めて調査を行ったところ、村としても現時点において、直ちに就労継続支援A型の開設には、体制が整っていない状況にあることから、令和5年度の開設をめどに段階的にステップアップしてゴールを目指す「ジャイロスタート」として着手することが示された。ジャイロスタート開始の令和2年度から本格的実施開始の令和5年度までの各年度目標は以下のとおりである。

1番、ステップ1（令和2年度）。

①、就労カフェを既存のB型事業所との連携の下、トライアル開始。

②、体制整備、職員配置等、仕事探し開始、コーディネーターの配置。

③、運営主体・事業規模・施設改修等の方向性の決定。

2番、ステップ2（令和3年度）。

①、トライアル開始、チャレンジ雇用、仕事体験スタート、ごちゃまぜ連携スタート、仕事、利用者発掘。

②、運営主体の決定。

③、体制整備確定。

④、就労事業申請。

⑤、利用者登録開始。

⑥、職員採用開始。

3、ステップ3（令和4年度）。

- ①、一般就労、体験就労受入れ事業所拡大。
- ②、拠点改修。
- ③ 仕事開拓。
- ④、本格的なごちゃまぜ開始準備。
- 5、ステップ4（令和5年度）。
- ①、就労支援A型事業所開始（既存のB型事業所と連携）。
- ②、社協HEART事業との連携。
- ③、一般就労、体験就労受入れ事業所拡大。
- ④、本格的なごちゃまぜ開始。

村の現状においては、就労継続支援A型の開設は厳しい。今後、運営を担う団体（法人）と関係機関との協議を慎重に進めていただきたい。

以上、報告とします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1 番目の新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、別紙記載のとおりであります。2月21日金曜日に第1回目の対策会議を立ち上げ、情報の共有とその対応について協議を行いました。その後、日々関係課との打合せを行い、その上で今日に至るまで計6回の対策会議を開催しております。冒頭でのご挨拶でも申し上げましたが、危機管理における初動態勢が重要であることの認識から、国や道、診療所や保健所を含む医療機関との連携を強化しながら、常に最悪の事態を想定し、迅速な情報収集や的確な発信を行い、状況の変化に応じた感染の発生や拡大の防止に努めてきたところであります。今後北海道の緊急事態宣言発令等に伴い、これまで以上に自治体としての責務が重要となってきます。引き続き緊張感を持って、村民の皆様の命と暮らし、健康を守るための感染の発生や拡大の防止に全力で取り組んでまいり所存であります。具体的な経過、対応策につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、2 番目の更別村地域福祉計画（令和2年度から令和6年度）についてであります。更別村保健福祉推進委員会において諮問答申をいただき、策定を行いました。本計画は、社会福祉法第107条の市町村福祉計画として位置づけられるものであります。更別村における第6期総合計画並びに福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものであります。具体的な計画内容につきましては、お目通しをお願いするもので

あります。

3 番目の更別村いのちを支えるまちづくり計画(更別村自殺対策計画)につきましては、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、平成29年7月に自殺総合対策大綱の見直しがなされたことから、新たに策定したものであります。内容につきましては、お目通しをお願いするものであります。

4 番目の更別村子ども・子育て支援事業計画<第2期> (令和2年度から令和6年度) につきましては、平成30年から令和2年2月5日まで開催された更別村子育て委員会におきまして協議、調査等を経まして諮問答申をいただきました。計画の具体的な内容につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、口頭でのご報告とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番、安村さん。

○6 番安村議員 今回の新型コロナウイルスの感染防止対策についてということで、更別村としてまだ発生の経緯はございませんけれども、万全なる周知ということで大変評価しているところでございますけれども、今般ちょっと気になっているのが、防災行政無線の放送の過程で名称が更別村という中で無線放送がなされております。この対策会議の開催等の今村長から説明ありましたが、対策会議があるのであれば、やっぱり固有名詞をもって私は放送すべきだというふうに判断しているのですけれども、この意見に対してのご説明いただければと思います。国保診療所は国保診療所という形で放送していますけれども、やっぱりインパクトとしては、そういう対策会議を持っているのですから、更別村という名称ではなくて、更別村対策会議だったら対策会議という形の放送をすべきではないかというふうに思っているところでございます。この件についてのご見解を求めます。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 ただいまの安村議員からの質問ですが、防災無線での放送につきましては、分かりやすさという点でこれまで更別村からということで放送させていただいております。ただ、今ご指摘いただきましたが、会議を開催してその中で決めたことの発表でもございますので、会議名での発表ということにさせていただく方向で考えております。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 令和2年度村政執行方針、令和2年度教育行政執行方針

○議 長 日程第7、村政執行方針並びに教育行政執行方針について説明の申し出がありました。これを許します。

西山村長。

○村 長 それでは、私のほうから村政執行方針を申し上げます。

令和2年第1回更別村議会定例会の開会にあたり、令和2年度の更別村村政執行の所信につきまして、その一端を申し上げ、村議会並びに村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

現在新型コロナウイルスの感染が世界的な広がりを見せている中、村としても早期の対策会議を積み重ね、拡大・蔓延防止に医療・保健関係機関と連携して取り組んでいるところではありますが、引き続き一日も早い終息に向けまして、オール北海道の一員として全力を傾けてまいります。

さて、新天皇の即位後、時代も「平成」から「令和」と大きく移り変わり、5Gを核とした超高度・情報化社会の到来やAI・IoTを駆使した第四次産業革命と言われる近未来技術実装社会「Society 5.0」の幕開けとともに、世界は今、人類史上100年に一度の大転換期を迎えております。

今日の人口減少・少子高齢化が加速する中、次期総合戦略における社人研の人口分析では、2035年には準限界自治体となることが予想されており、村内外の山積する課題に、しっかりと正対し、その解決のために職員の英知を結集し、スピード感と危機感を持って邁進する決意を新たにしております。

中でも、大型明渠排水事業や河川改修、並びに土地改良等の農業の基盤整備事業、国営・道営畑総事業の推進、農村地区における高速通信網や高齢者の移動手段の確保、大型宅地分譲地の整備等につきましては、喫緊の課題と認識しており、引き続き、その解決に向け鋭意取り組んでまいり所存であります。

また、内閣府の近未来技術等社会実装事業、農林水産省のスマート農業加速化事業を通しての「国家戦略特区：スーパーシティ構想」の実現に向け、これまで以上に国の各省庁や道と密接な連携を図ることで、豊かで持続可能な更別村の実現を目指してまいりたいと考えております。

本年は、平成29年度に策定した第6期更別村総合計画の3年目となる年であります。国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合わせ、策定中の次期更別村総合戦略で

掲げる目標との効果的な整合性・関連性を図りながら、テーマである「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」の実現に向けて、全力で村政運営に当たってまいり所存であります。

さて、昨年振り返りますと本村の基幹産業である農業につきましては、春先の干ばつ、6・7月の低温や日照不足による影響が心配されましたが、長年にわたり培われた高い農業技術と生産者をはじめ関係者の皆様の不断のご努力により史上最高の粗生産額を上げられましたことに対し、改めて敬意を表するものであります。

懸案でありました上更別地区の排水対策につきましては、国営かんがい排水事業新更別地区として採択をされ、また第58回農林水産祭において、本村から日本農林漁業振興会会長賞受賞という快挙を遂げるなど、明るい話題の多い年となりました。

一方、経済情勢に目を向けますと、長期にわたる回復基調が継続はしているものの、個人消費におきましては消費税率の引き上げに伴う需要の減少が懸念されています。また国内における相次ぐ自然災害、中国経済や中東情勢をはじめとする海外経済の動向等、留意すべき要素があり、地域経済や地域財政に与える影響が懸念されるところであります。

総務省がまとめた「令和2年度地方財政対策」では、地方交付税や地方税・地方譲与税の予算額は前年の規模が維持されておりますけれども、楽観視できるものではありません。

健全な財政を維持しつつ、持続可能な村づくりを進めるためには、村民の皆様を始め、関係機関・団体と、行政が連携を深め、互いに知恵と汗を出しあい、力を結集することが何より重要であります。

私が公約として掲げた「村づくり三原則」～「住みたい村 住み続けたい村」「働ける村 活力ある村」「訪れたい村 つながりたい村」を基本理念に、「子供からお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村」の理念のもと、更なる飛躍を目指し各分野の施策に全力で取り組んでまいりたいと考えています。何よりも住民の皆様の暮らしや生命・財産を守り、様々な課題を解決しながら、農業の基盤整備や商工業の振興、子育て支援、医療・福祉・教育の充実、地方創生の取組など、各種施策の達成と豊かな郷土さらべつの持続・発展に全力を傾注してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和2年度において取り組む各種施策につきまして、総合計画の基本計画で示す基本目標ごとに申し上げさせていただきます。

1、便利に生活できるまちづくり。

「土地利用」関連では

本村の生活環境は、花いっぱい運動や住民協働事業における環境整備の取り組みなど、多くの住民の参画により良好に保たれております。

自然や美しい景観を大切にしたまちづくりと、効果的な土地利用の調和を目指し、関係法令や各種計画に基づいた土地利用を進めてまいります。

「住宅・宅地」関連では

宅地分譲につきましては、既存の分譲地が完売し、新たな宅地分譲地の確保が喫緊の課題であることから、昨年取得しました用地を新たな宅地分譲地として整備を進めてまいります。また、上更別市街の民間分譲地「オークヴィレッジ」との連携を継続し、定住化の促進に努めてまいります。

なお、民間住宅建設・改修等の支援につきましては制度の見直しを行い、定住人口の確保及び増加を図ってまいります。

公営住宅につきましては、「更別村公営住宅等長寿命化計画」に基づく改築や改修は本年度で終了いたしますけれども、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

「上水道」関連では

上水道施設の保全と安定した水の供給を図るため、道営営農用水事業による老朽管路等の更新に取り組むなど維持管理に努めてまいります。

「排水処理」関連では

公共下水道及び集落排水施設につきましては、衛生的で快適な生活と水質の保全を図るため、適正管理に努めるとともに、施設の長寿命化に向けた改修に取り組みます。

個別排水処理施設につきましては、農村部の水洗化推進を目的に、住宅建築助成と併せて事業を推進してまいります。

「道路」関連では

村道につきましては、現在212路線を維持管理しております。道路整備は産業振興を展開する上で基盤となることから、計画的な改修、整備を進めてまいります。

橋りょうにつきましては、安全と維持を図るため、点検調査と計画的な改修を進め、橋の長寿命化を図ります。

国道や道道については、災害及び交通安全対策について、引き続き強く要望してまいります。

「公共交通」関連では

村内の公共交通につきましては、いわゆる交通弱者の方の移動手段として、「村民バス」を運行していますが、近年、個別の要望が増加するとともに、今後は運転免許返納者の増加が見込まれます。

昨年、農林水産省の農山漁村振興交付金（スマート定住条件強化型）の採択に伴い、関係団体との連携により実施した「農村地区予約運行型タクシー」につきましては、本年は夏季に実証試験を行うとともに、結果の分析や課題の把握に努め、本村に適した交通体系の検討を進めてまいります。

「情報通信」関連では

更別市街地においては、民間による光回線サービスが提供されており、農村部では無線によるインターネット利用環境を整備しております。

近年の情報通信技術の発達により、農村部の利用者から現在の通信環境の改善を強く求められていることから、5G時代の到来を見据えた光回線などの高速情報通信基盤の整備

に向け、総務省・関連企業との協議や調査研究等に、精力的に取り組んでまいります。

主な事業につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、2、産業が元気なまちづくり。

「農業」関連では

国際貿易交渉につきましては、TPP11・日欧EPA協定の発効に続き日米物品貿易協定（TAG）も発効され、基幹産業である農業への影響が懸念をされております。今後とも農業関連団体などとの連携の上、国に対し地域の実情に即した経営安定対策を講ずるよう求めてまいります。

こうした中で、本村の基幹産業である農業を安定的に持続させるためには、農業者はもとより関係機関との連携をこれまで以上に強化し、次代を担う後継者の方々が希望を持って継承できる更別農業を守ることが何よりも重要であると考えており、「快適で魅力ある農村づくり」の実現を目指して各種施策に取り組んでまいります。

農作物の生産性の向上と農作業の合理化を図るため「道営畑地帯総合整備事業」を推進するとともに、堆肥投入助成「土づくり推進事業」及び風害を防ぐための「耕地防風林整備事業」を継続実施してまいります。

酪農・畜産対策では、「畜産クラスター事業」において、良質な自給飼料の確保を推進する自力草地更新事業をはじめとする経営支援策を継続して実施してまいります。

スマート農業関係におきましては、自動ドローン、無人トラクターやAI搭載作業機の実証実験が加速度的に進み、引き続き、内閣府より採択を受けた、世界トップレベルのスマート一次産業の実現に向けた実証フィールド形成による地方創生「近未来技術等社会実装事業」の精力的な展開を図っていきます。農業の基盤整備と生産者の所得向上を目指し、コンソーシアムの構成団体やJA・関係機関の皆さんと連携を深め、しっかりと取り組んでまいり所存であります。

また、家畜ふん尿の適正処理対策として検討を進めておりますバイオガスプラントの整備につきましては、今後の動向を見据えつつ、適宜適切な対応に努めてまいります。

災害に強い農業基盤整備を図るため国に要望しておりました上更別地区の排水対策につきましては、国営かんがい排水事業新更別地区として採択をされ、令和2年度から調査が開始されることになりました。また、1級河川サラベツ川につきましては、道において局部改修の計画が樹立されたことから、懸案でありました国道橋の拡幅に着手される見通しとなりました。今後は早期着工に向けた要望を行ってまいります。有害鳥獣による農作物被害の対策として、「道営畑地帯総合整備事業」により鳥獣害防護柵の整備を進めるほか、関係機関で構成する鳥獣害防止対策協議会に対し、捕獲従事者育成や被害防止資材導入支援などの助成を行い、農作物等の被害防止に努めてまいります。

担い手の育成対策としては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが主体となって、農業後継者の育成支援を図るほか、農業研修生の受入を促進し、担い手の確保に努めてまいります。引き続き担い手推進員を配置し、相談窓口の開設や農業後継者のニ

ーズに即したパートナー対策を推進してまいります。

「林業」関連では

森林を整備することは、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、快適な生活環境の創出につながるものでありますが、民有林におきましては、採算性の問題により森林施業意欲が減退傾向にあることから森林環境譲与税を活用し、新たに「公費造林等推進事業」を創設し、森林所有者の施業意欲を高めながら森林の保全に努めてまいります。

「商工業」関連では

交通網の整備等による生活圏の拡大に伴う購買力の流出や消費者ニーズの多様化等、その環境は、年々厳しさを増してきていることから、地域の雇用を担うほか地域コミュニティ形成の場としても重要な役割を担う商工業の持続的な発展を図るため、「更別村中小企業振興条例」に基づき積極的に施策を進めてまいります。

既存事業者の新たな事業展開等や新規開業者への支援を行うため「ふるさと創生基金事業」を継続して実施するとともに、「中小企業利子補給事業」により経営の基盤強化を図るほか、消費者の購買意欲を喚起しつつ地元購買を推進する「商工業活性化事業」を継続して実施してまいります。

「観光」関連では

本村に、サーキット場を始めオートキャンプ場やパークゴルフ場、すももの里、霧氷の撮影スポットなど自然の中で楽しめる観光の場があるほか、農村公園大型遊具が新たな交流の場として賑わいを見せております。こうした本村ならではの観光資源を有効に活用し関係人口の増加を図ってまいります。

本村の特産品として定着してきた「すももを使った特産品」につきまして、原料の安定供給を図るため、すももの里のすももの木の更新に取り組むほか、老朽化したどんぐり公園の木製遊具のリニューアルに着手してまいります。

また、地域の活性化を始め特産品のPRや交流の機会として、さらべつ大収穫祭、すももの里まつり、全日本ママチャリ耐久レースなど、本村ならではのイベントについて支援を行うほか、民間事業者や観光協会とも連携し、地域おこし協力隊も含めアイデアを出し合い、情報発信に努め、本村の知名度向上につなげてまいります。

「起業支援、雇用創出」関連では

起業支援につきましては、地方創生の取組により異業種間の交流や意欲ある人材が増えていることから、商工会、日本政策金融公庫との連携による創業塾を継続して開催するなど、新たな「しごと」の創出に向けて、様々な角度から支援してまいります。

雇用対策につきましては、企業等における人手不足を解消するため、無料職業紹介事業「地方版ハローワーク」を継続実施し、村内の潜在的な就業希望者の掘り起こしや移住希望者と企業の結び付けを行うほか、「地元雇用促進事業」及び「外国人雇用対策事業」を継続して実施し雇用支援を行ってまいります。

なお、主な事業につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続いて、3、心身の健康を支えるまちづくりです。

「健康づくり、保健」関連では

疾病の早期発見と生活習慣病予防を積極的に推進し、心身ともに健やかに暮らせる村づくりを目指すため、特定健診及び若い世代を含めた各種健診の積極的な受診勧奨を行い、健診率の向上を目指します。

国保データベースシステムの解析によりますと、本村には糖尿病予備群が多数存在するため、生活改善や保健指導により、発症抑制や重症化予防を進めるとともに、糖尿病と関連がある歯周病対策を取り入れて歯科検診を実施し、受診率の向上に努めているところであります。

さらに、乳幼児に対する各種予防接種を積極的に推進するとともに、全村民に対するインフルエンザ予防接種の助成により、村民の健康を守るとともに、国の制度による風しん抗体検査を積極的にPRし、生まれてくる子どもの安全を図ります。

また、平成25年度策定の「第2次どんどん元気さらべつ」の計画に沿い、村民の健康状態を把握し、適切に保健事業を推進してまいります。

「地域医療」関係では

診療所では、医療法人北海道家庭医療学センターから医師4名、作業療法士1名の派遣を受けて運営を行っております。

センターとの業務提携により、安定した医療環境を確保しているところでありますが、村民が安心できる医療体制の構築とともに、医療サービスの向上や、疾病の予防に関する普及に努め、乳幼児からお年寄りまで「何かあったら、まず何でも相談したい」と思っただけのような、広く村民に信頼される診療所づくりを目指してまいります。

また、地域医療を支える医師の養成に資するべく、医師や学生の研修受入に積極的な支援・協力を行ってまいります。

高齢化社会への対応として、ICTを活用した患者情報共有ネットワークによる医療と介護関係者の連携の促進を図り、質の高い医療の提供に努めるとともに、在宅医療・介護連携コーディネーターと連携をした患者の希望にこたえる退院支援、訪問看護ステーションや歯科診療所の訪問歯科診療と連携した訪問診療事業等により、地域包括ケアシステムの中で医療分野における役割を果たすように努めてまいります。

また、老朽化している歯科診療所のX線装置をCTに更新し、より一層、治療の質の向上に努めてまいります。

「地域福祉」関連では

福祉の村の実現には地域課題を全村民で共有し、支え、助け合うという共通認識を持って安心して暮らせるまちづくりをしていかなければなりません。

地域福祉を推進するために、地域を構成する各種団体、会社、社会福祉法人等との連携に努め、地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材育成に取り組

んでまいります。また新たに策定した「更別村地域福祉計画」の取組内容も踏まえ、民生委員・児童委員、ボランティア等により、高齢者をはじめとする要援護者世帯に対する訪問活動や支援、事業者との連携による見守り活動の普及に努め、一人ひとりが住みなれた本村で自分らしく暮らすことができる社会の構築を進めてまいります。

「高齢者福祉」関連では

本村の高齢化率は30%を超え、後期高齢者といわれる75歳以上の方も20%に近づいている中、要支援、要介護の認定者数の増加と介護給付費の増大が現実のものとなっています。全国的にも入所できる施設に限りがあり、在宅介護のニーズへの対応が喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえつつ、各種予防事業や健康教室、生きがづくり等へ参加による健康寿命の延伸や、生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、介護予防に向けた取組を進めてまいります。

また、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住民、事業者との連携・協働による地域包括ケアシステムを推進してまいります。

「障がい福祉」関連では

健康相談や乳幼児健診において障がいの早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談業務の充実を図るとともに各種支援制度の活用や情報提供に努めてまいります。

また、「第4期いきいきふれあい計画」に基づき、地域において自立した日常生活や社会生活を営むための日中活動支援事業、相談支援業務等を行ってまいります。

障がい者を支える体制づくりににつきましては、民間法人や関係機関・団体と連携して取り組みを進めるとともに、高齢者・障がい者・子どもなど誰もが日常的に交流することにより、相互に個性を尊重し合いながら共生し、住み続けられるまちづくりを推進してまいります。

また、「さらべつ版生涯活躍のまち構想」において位置づける働く場の整備につきましては、老人保健福祉センターを拠点とした「ごちゃまぜ」の居場所づくりなど各種事業の推進に努めてまいります。

「社会保障」関連では

本村の国民健康保険の被保険者一人あたりの療養諸費は、全道でも有数の低さにありますが、医療の高度化や重症化してからの診療等により医療給付費は増大し、介護給付費も認定者数の増加により年々増大しております。各種健診の受診率向上や、生活習慣病予防への指導及び疾病の早期発見、早期治療、介護予防教室の充実に努めることにより、医療給付費や介護給付費の抑制に向けた取り組みを進めてまいります。

また、平成30年4月に国民健康保険が北海道全体で一つの保険者となったことにより、市町村間で大きな差がある保険料水準は、令和6年度までに段階的に全道統一することとされています。北海道の定める標準税率の適用に向け、本村の国保加入者数や所得状況等

の把握に努め、税率統一に向けてのシミュレーションを行うとともに、村民の皆様のご理解をいただけますよう周知を図ってまいります。

主な事業につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、環境を守り安心して生活できるまちづくりであります。

「防災」関連では

災害の発生を完全に防ぐことは不可能でありますから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくすることが必要であります。さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう進めます。

また、自助、共助、公助それぞれが効果的に推進されるよう住民や関係機関との適切な役割分担を図るとともに、防災力の向上を図るため、村民の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めてまいります。

「消防、救急」関連では

村民の安全で安心な暮らしを確保するため、地域実情に的確に対応し、災害発生時における初動体制の強化及び総合的な消防力の充実並びに円滑な運営に努めてまいります。

また、病院前救護は年々高度化しており、医療機関との密接な信頼、協力関係を築き、高度な応急処置ができる認定救急救命士を養成し、救急高度化を確実に推進してまいります。

「交通安全、防犯」関連では

帯広広尾自動車道等の交通網の整備に伴い交通量は増加傾向となっており、一層の交通安全の啓発推進が必要となることから関係機関・団体等の協力を得ながら、継続的な街頭指導、高齢者や子どもたちの交通安全教室の開催や講習等の啓発活動を実施してまいります。

小学校や中学校の通学路の安全確保につきましては、生活安全推進協議会が中心となり、関係機関と連携して「通学路の合同点検」を実施し、児童や生徒が安全に通学できるよう取り組みます。

また、防犯については、犯罪に巻き込まれないための意識づくりを進めるために住民や関係機関と連携を深め、防犯意識の啓発、イベント時や歳末等における防犯巡回指導等を実施してまいります。

「環境美化、ごみの減量化」関連では

環境美化推進協議会との連携により「クリーン作戦」や「花いっぱい運動」等を実施し、本村の景観保全・環境美化に努めてまいります。また、ごみの適切な分別や資源等のリサイクルを推進するなど、清潔で美しい村づくりの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

「環境共生、火葬場」関連では

「第4期 更別村地球温暖化対策実行計画」や「更別村地域新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの活用や省エネ対策の推進、住宅・事業所等の太陽光発電システムの導入支援を継続して進めてまいります。

火葬場につきましては、関連設備の維持管理を行いながら必要に応じた改修を進めてまいります。

主な事業としては、お目通しをお願いするものであります。

続いて5、人が育つまちづくり。

本村の教育に関する基本理念や方針を示す「更別村総合教育大綱」の下、教育委員会と連携して、教育行政を推進します。

地域と学校が子育ての目標を共有し、地域総がかりで協力して子どもを育てる仕組みである「コミュニティ・スクール」の活動体制の充実や、プログラミング教育などに対応するため学校ICT環境の整備などを進め、予測できない未来におきましても、地域社会の作り手となるための力を、子どもたちに育む教育の実現を目指します。

また、更別農業高等学校におきましては、地域と密接に結びついた活動が本村にとって欠かせないものであり、引き続き各種教育振興の支援を実施すると共に、生徒の確保に努めてまいります。

なお、本件に係わる教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

「子育て支援」関連では

昨年10月の法改正に伴う幼児教育・保育の無償化などを始め、子どもを安心して生み育てられる子育て支援の環境づくりや少子化対策のための多子世帯への保育料軽減事業などを継続してまいります。

子育て応援パッケージやワンストップ窓口など、子育て、母子保健事業等を引き続き推進していくとともに、関係機関との情報共有やコーディネート機能を持つ「子育て世代包括支援センター（基本型・母子保健型）」におきまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

また、懸案でありました学童保育所の増築が進められてきましたが、3月に完成し、受入体制の充実が図られます。

さらに、新たに作成した第2期「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関・団体との連携を図るとともに、各種子育て支援策の推進に取り組んでまいります。

「国内外交流」関連では

友好姉妹都市・東松島市との「どんぐり子ども交流事業」をはじめとする交流事業を継続し、今後も官民を越えて交流の歴史を刻み、互いの絆が深まるよう努めてまいります。

新たに、中学生を対象とした海外研修事業を行い、国際感覚や自主性の醸造を図ります。また、地方創生関連の取り組みやJICA（国際協力機構）との連携等により、国内外における交流の機会を広げるとともに、交流人口の増加や多文化共生への対応に努めてまい

ります。

主な事業については、お目通しをお願いするものであります。

続いて、6、知恵を出し合うまちづくりであります。

「情報発信、移住促進」関連では

移住や生活体験など本村に関心を持つ方への情報提供やサポートの充実に努めるとともに、自然環境や暮らしやすさ、北海道・十勝らしいイメージなど、本村がもつ魅力の発信を図ってまいります。また、空き地や空き家に関する情報収集の充実に努めるとともに、移住体験などを通して移住定住を希望される方への取り組みを推進してまいります。

「コミュニティ、協働のまちづくり」関連では

住民と行政が力を合わせてまちづくりを行う住民協働パートナー事業並びに協働のまちづくり事業を引き続き推進してまいります。

地方創生の取り組みにおきましては、「十勝さらべつ熱中小学校事業」は、関係人口の創出や移住・起業への発展など、これまでにないプラス効果をもたらしています。令和2年度は国の交付金を活用できる最終年度となることから、事業の継続に向けて村民の利活用推進や施設稼働率の向上などに取り組んでまいります。

「さらべつブランディング事業」につきましては、本村におけるブランディング戦略の構築と人材育成の取り組みにより、交流人口や関係人口の拡大を目指すものであります。これまでの調査結果や意見等を踏まえ、既存の観光・集客施設と市街地の活性化等を融合させた、本村のブランド化につながる戦略の構築を図ってまいります。

「さらべつ版生涯活躍のまち基本構想」につきましては、多くの方にご意見をいただき検討を進めており、人材の配置など推進体制の強化に努めるとともに、「村民誰もが健康で安心して住み続けられる村づくり」の実現に向け取り組んでまいります。

また、「スマート農業」の取り組みにより実施する「近未来技術等社会実装事業」につきましては、昨年、事業を推進する協議会において2度の実証試験を行うとともに、試験箇所における高速無線通信環境の整備を進めております。本村における一次産業の持続的な発展を目指し、最先端技術の導入に向けた各種試験の継続と、環境の整備を図ってまいります。

「青年、男女共同参画」関連では

将来を担う若い世代の方に、交流の機会や出会いの場を提供することにより、結婚や家庭を築く意識の醸成に向けて、側面的なサポートに努めてまいります。

「広報、広聴」関連では

住民と行政の間で情報共有し共にまちづくりを進めることが必要であることから、わかりやすく親しまれる広報づくりに努めるとともに、行政と住民がともにまちづくりについて考え、意見や知恵を出し合う場として、行政懇談会や出前宅配便等を継続してまいります。

また、令和4年9月1日に迎える開村75周年の記念事業の一環として、現在、「更別村七

十五年史」の発刊に向けた編さん作業を行っております。村の歴史や特性に関するできるだけ数多くの資料を収集し、村の歴史を次代へ引き継ぎ、明日の村づくりの足がかりとなるように引き続き編さん作業を進めてまいります。

「行政運営、財政運営」関連では

多様化する行政ニーズや社会情勢の変化に伴う新たな行政課題に柔軟に対応するため、また、限られた職員数で効果的な行政サービスを提供するため、柔軟で弾力的な組織機構の見直し、定員管理計画の策定による計画的な職員数管理など、更別村事務改善計画に基づく取り組みを進めてまいります。

また、自らの責任において社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう職員個々の資質、処理能力の向上を図るため、計画的な職員研修の実施により職員の人材育成に努めてまいります。

第6期更別村総合計画の進行管理につきましては、PDCAサイクルにより事業の実施状況を検証するとともに、必要な見直し・修正を行ってまいります。

財政運営につきましては、時代によって変化する行政課題に柔軟に対応し、総合計画に基づく様々な施策を着実に実現していくため、中長期的な収支の見通しを踏まえた、より計画的な財政運営を行うとともに、財源の確保や限られた財源の効率的かつ効果的な活用、事業内容の精査、予算執行におけるコスト意識の徹底により健全財政の維持に努めます。

また、公共施設は長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な維持管理により経費の削減に努めてまいります。

主な事業としては、お目通しをいただきたいと思います。

以上、令和2年度の村政執行にあたり基本的な方針と、主要な施策について申し上げます。

昨今、官邸のHPや内閣創生局から全国的な先進事例として高評価と注目を浴びている「十勝さらべつ熱中小学校」の取り組みでは、管内・道内外より年間1万人を超える交流人口・関係人口の増加と経済効果、複数の起業、新商品の開発、首都圏からのテレワークや研究機関・大手通信会社の進出が相次ぎ、熱中小生徒による家族ぐるみでの移住等、大きな成果につながっています。また、「いつまでも光輝き成長する村」として、総務省から道内2番目となる「プラチナシティ」の称号をいただきました。

引き続き、「Society 5.0」時代の未来志向の村づくりに向け、国家戦略特区（スーパーシティ構想）の認定に向けた取組、総務省の採択を受けた「プログラミング学習事業」の村独自での継続等、様々な課題を最先端技術の開発や活用による解決を図ってまいります。

新総合戦略の策定年、第6期総合計画実施3年目、全国的にも人口減少・少子高齢化等、大きな課題が山積する中ではありますが、農業の基盤整備や商工業の振興、医療・福祉・教育・介護の充実、子育て支援等を総合的に一体的に押し上げ、20年30年後の豊かで持続可能な村を目標に、第6期総合計画のスローガンである「住みたい 住み続けたい村」と

もにつくろう みんなの夢大地」の実現に向け、「子ども達からお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、一人ひとりが輝く村」を目指し、職員の英知を結集し、全力で住民が主人公の村づくりに邁進していく決意であります。

「行動すべきは今」であり、停滞は、後退であることを深く自覚し、果敢に行動し、チャレンジしながら、今こそ村の存亡をかけ、常に危機感とスピード感を持って村政の運営・執行にあたる所存であります。

村議会議員の皆様、並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、村政執行方針といたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 令和2年第1回更別村議会定例会の開会にあたり、令和2年度の更別村教育委員会の所管行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

我が国は、情報技術の飛躍的な進歩や人口減少・少子高齢化、グローバル化の進行などにより、社会構造や生活環境が予測を超えて急速に進展する時代となっています。このような予測困難な時代に対応するため、新学習指導要領においては、子どもたちが自ら未来を切り開く資質・能力を確実に身に付ける教育を、地域・社会と連携して進めていくことを目指しております。

更別村がこれからも維持・発展していくためには、次代を担う子どもたちがふるさとを愛し、それぞれの夢や希望に向かって挑戦しながら健やかに成長し、よりよい社会の作り手となる力を身に付けることや、村民の誰もが心豊かに、いつまでも生活していくことが出来るよう、学び続ける機会を提供することが重要であります。

更別村教育委員会では、総合教育大綱や第6期更別村総合計画に基づき、家庭・学校・地域が一体となった連携体制を構築しながら、本村教育の充実・発展に取り組みます。

また、現在北海道内において感染が続いております新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、国や道の要請を十勝全体の問題として受け止め、子どもたちに混乱と不利益が生じないよう地域の実情に応じて対応してまいります。

はじめに、学校教育の推進です。

第一は、小中学校教育の充実についてです。

A I、ビッグデータ、I O Tなどの技術の急速な進展など、社会の在り方が急激に変化し、将来の予測が難しい時代では、情報や情報技術を受け身でとらえるのではなく、主体的に選択し活用していく力が求められています。一方でスマートフォンやS N Sが急速に普及し、その利用も低年齢化する中、トラブルも増大しており、適切かつ安全に使用するための情報モラルの定着も重要となります。

社会生活の中でI C Tを日常的に活用することが当たり前となる中で、学校の生活や学習においても日常的にI C Tを活用できる環境を整備し、活用していくためには、文部科学省の「G I G Aスクール構想」に沿って小中学校における校内ネットワーク環境及び児童生徒1人1台の情報端末を整備して、I C T活用教育事業とプログラミング教育の推進

を図ってまいります。

また、子どもたちの知識の質を高め、確かな学力を育むため、全国学力・学習状況調査やほっかいどうチャレンジテストなどの結果を分析し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するとともに、継続的な検証改善サイクルなどカリキュラムマネジメントの確立を促進してまいります。

学習指導要領の改訂に伴う小学校における外国語教育の教科化などに対応するため、外国語指導助手の配置や十勝教育局の研修事業を活用した教職員の研修の充実に取り組むとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育てるため、キャリアパスポートなどを活用したキャリア教育の充実を図ります。

また、子どもたちの体力・運動能力の向上を目指し、学校における体育・保健授業の改善及び体力向上の取り組みを一層推進するとともに、学校、家庭、地域が一体となった児童生徒の運動機会の充実に向けた取り組みを推進し、いじめや不登校等の未然防止・早期発見・早期対応に向け、スクールカウンセラーを配置するなど、学校、地域、家庭その他関係者と連携した支援体制の整備・充実をすすめます。

学校教育施設の長期的な維持管理を適切かつ効率的に行うため、中学校校舎についての耐力度調査を行い、その整備の方針の検討を進めるとともに、新学習指導要領の本格実施に向けて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、専門の知識を有した学校教育指導主事を中札内村と共同設置し、引き続き指導と助言を行う体制を維持してまいります。

また、特別な教育的支援を要する児童生徒に対して、適切な指導や支援が行われるよう、特別支援教育支援員の体制を強化し、各学校間ではもとより、学校と家庭、地域、関係機関等が連携して取り組む体制の整備を進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実に努めてまいります。

昨年から取り組んでおりますコミュニティ・スクールにつきましては、各学校において学校運営協議会を開催し、それぞれの学校の活動に対する理解と協力の体制を確立するとともに、これらを包括する更別村コミュニティ・スクール委員会での意見交換・情報共有や、更別村の目指す子どもたちの姿の熟議などを通じて、地域と学校が子育ての目標を共有し、地域総がかりで協力して子どもを育てる環境の醸造に努めてまいります。

また、学校と地域の連携をより一層深めるパイプ役でありますコミュニティ・スクールコーディネーターの体制を強化して、取り組みの充実を図ります。

第二は、幼児教育の推進についてです。

幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行わなければなりません。十勝教育局からの指導訪問等を引き続き実施するなどして、幼児の生活全体が豊かになるように、常に指導計画の改善を行うとともに、家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めてまいります。

第三は、学校給食の推進についてです。

児童生徒の望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭が中心となった食育推進体制の整備を通じて、学校、家庭、地域が連携した食育の取り組みを推進するとともに、安全・安心な給食を安定的に提供するために、地元食材を給食に用いることで、郷土を学ぶきっかけにしようとする「ふるさと給食」や、子育て世代の負担軽減を目的とした「学校給食費保護者負担軽減助成」を引き続き実施し、子どもたちの学びの機会と子育て支援の充実を図り、適正な職場環境の維持に努めてまいります。

第四は、更別農業高等学校に対する支援についてです。

村内外で行われている意見発表会等では、村の花すずらんに関するプロジェクトや、村の農産物を活用したレトルトカレーやパンなどの地元企業との共同開発など、地域と結びついた取り組みによる地域振興への貢献度は高く、更に特別支援教育の顕著な取り組みや、昨年度で連続47回目となる農業クラブ全国大会への出場など、様々な活動でも素晴らしい評価をいただいております。本村にとって極めて重要な高等学校であることから、引き続き教育振興の支援を行います。

また、寮生の土日・祝日の取り扱いについては、村内に滞在できる支援を継続して行い、遠方から入学を希望する生徒の確保に努めていきます。

第五は、子どもの安全についてであります。

自然災害などから身を守る能力等の育成に向けた防災を含む安全教育の充実を図るとともに、危機管理マニュアルの見直しなどの学校防災体制の強化を進めます。また、子どもたちが事件・事故に巻き込まれないよう、更別村生活安全推進協議会など地域と連携した通学路等の安全対策の徹底に取り組んでまいります。

令和2年度の学校教育関係の主な事業といたしましては、以下の10項目についてお目通しをお願いしたいというふうに思います。

次に、社会教育の推進についてであります。

第一は、社会教育に係る学習環境の充実についてであります。

本村では少年を対象とした各種体験講座を実施し、学習機会の提供を行っています。しかしながら、家庭・地域の協力を得ながら事業を実施しなければ継続的な教育はできないものと考えます。今後も子どもたちの夢の実現に向けた幅広い事業や活動に対して支援が行われる「こども夢基金事業」を運用した新規事業を推進するとともに、コミュニティ・スクールを活用し、学校が求める地域の教育資源の発掘と提供に努め、家庭、地域、学校の連携、協力のもと少年教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

グローバル教育の推進を図るため、国際感覚を持ち、自発的に考えて行動する人材を育成することを目的に、発想が柔軟で感受性が強い中学生を対象とした海外研修を実施し、異文化の中におけるコミュニケーション能力や積極性を育む学習の機会を提供いたします。

昨年より配置しております国際交流員による、学校や幼稚園などの外国語活動・授業や、教育委員会で開催する英会話教室、国際交流講座などのほか、JICA（国際協力機構）と連携した交流事業などを通じて、国際感覚を身に着けるための取り組みの充実を図

ります。

今年で30回目となります、宮城県東松島市との「どんぐり子ども交流事業」は、更別村で開催する年になります。震災によりまして一時実施を中止しておりましたホームステイを昨年から再開しており、更別村においてもホームステイを行いながら交流を深めてまいります。

青年教育については、青年団体等が主体的に地域課題の解決を図る取り組みなどへの支援を通じて、将来の地域リーダーとなる青少年の育成を継続して行っており、まいります。

成人教育については住民が自主的に参加し、生活環境や自分達自身を向上させる活動として取り組まれております社会教育講座を、今後も継続して開催してまいります。受講をきっかけに自主的なサークルを発足させ、活動を継続しているケースも見受けられることから、中札内村との連携事業を含め、幅広い年齢層に多様な学習機会の提供を行い、本村の文化の振興に努めたいと考えます。

高齢者教育につきましては、「末広学級」を継続して開設し、地域ボランティア活動や、中札内村での交流や学習成果の発表など、高齢者の社会参加を通じた生きがいをづくりを推進してまいります。

第二は、文化・スポーツ活動の振興であります。

本村の文化活動は各種サークル活動のほか、郷土芸能伝承活動も活発に行われております。今後はコミュニティ・スクールと連動した活動ができるように連絡調整を行い、各団体の更なる活動推進を図り、本村の文化活動が衰退しないよう支援を続けてまいります。

『総合誌さらべつ』は一般文芸作品のほかに、1年の出来事や子どもたちの想いを取りまとめた、本村唯一の文化機関紙であります。今後も本村の文化振興の一翼を担う本誌の発刊を継続してまいります。また、日頃の文化活動の成果を発表する貴重な場として開催される総合文化祭芸能発表の部においては、休日開催として実施されたことによりまして様々な団体が出演できるようになりました。発表する側も見る側も本事業に参加することにより、村全体の文化振興につながると考えられることから、今後も本事業に支援をしてまいります。

図書室の運営については村民だれもが気軽に利用できる憩いの場としての役割を果たすよう、蔵書の適正な管理と、利用者の利便性向上に努めてまいります。また、子どもたちがさらに本と触れ合える機会を増すために、引き続き認定こども園上更別幼稚園のこどもセンターでの移動図書館などの取り組みや、読み聞かせなどの事業を推進してまいります。

北海道天然記念物ヤチカンバについて、保全のための調査を行うとともに、引き続き関係機関と連携を図りながら文化財保護に努め、貴重なふるさと教育の生きた教材として活用してまいります。

スポーツ活動において、各スポーツ協会の活動は活発で、行政区対抗などの村内大会の主催も積極的に行なわれ、村民のスポーツ振興に大いに貢献しております。また、スポーツ少年団についても、保護者をはじめ学校や地域の深い理解のもと、熱心な指導による活

発な活動が行われ、子どもたちの心身の健全な発達に貢献しております。

今後とも、各種スポーツ団体の自主的な活動支援に努めるとともに、村民が日常気軽に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しめるよう、関係団体の協力を得ながら生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、各施設につきましては、村民が気軽に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

令和2年度の社会教育関係の主な事業といたしましては、以下の4項目をお目通し願いたいというふうに思います。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長 これで村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

この際、午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 諮問案第1号

○議長 長 日程第8、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件であります。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により次の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

意見を求めようとする方は、住所、北海道河西郡更別村字更別194番地67にお住まいの梶幸子様であります。昭和40年7月23日生まれ、54歳であります。

梶様におかれましては、平成17年より5年間、村子育て委員会委員として、子育て支援はもとより、医療、福祉、学校教育の施策立案、その他検証等に積極的に携わっていただきました。また、地域の方々からも信頼が厚く、公平で人格ともにすぐれ、人権擁護委員としてふさわしい人物であることから、選任につきましてご同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間であります。

ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願

いたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、原案による者を適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。

◎日程第9 承認第1号

○議 長 日程第9、承認第1号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第1号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求める件であります。

令和元年度更別村一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、専決処分書であります。

令和元年度更別村一般会計補正予算（第9号）につきましては、議会の議決すべき事件につきまして特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められますので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したものであります。

理由といたしまして、更別村老人保健福祉センター内の福祉の里温泉男女サウナ室のヒーターユニットの交換修繕を早急に行う必要があるためであります。

続きまして、令和元年度更別村一般会計補正予算（第9号）によりご説明を申し上げます。

令和元年度更別村一般会計補正予算（第9号）。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,647万6,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款3民生費で148万5,000円を追加し、補正後の予算額を6億4,712万3,000円とするものであります。

項3老人福祉費、目2老人保健福祉センター費で148万5,000円の追加であります。説明欄にまいりまして、(1)、老人保健福祉センター維持管理経費、節11需用費で148万5,000円の増、これは先ほど申し上げましたとおり、センター内の福祉の里温泉男女サウナ室のヒーターユニットの交換修繕を早急に行ったことによるものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款18繰入金で148万5,000円を追加し、補正後の予算額を4億8,895万6,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で148万5,000円の増、これは財政調整基金から繰入れを行うものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから承認第1号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎日程第10 承認第2号

○議長 長 日程第10、承認第2号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 承認第2号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求める件であります。

令和元年度更別村一般会計補正予算(第10号)につきまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に

よりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、専決処分書であります。

令和元年度更別村一般会計補正予算（第10号）につきましては、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したものであります。

理由といたしまして、降雪により除雪費が不足するため、予算の増額の必要性を生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、専決処分をしたものであります。

それでは、令和元年度更別村一般会計補正予算（第10号）でご説明を申し上げます

令和元年度更別村一般会計補正予算（第10号）であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,147万6,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款8土木費で1,500万円を追加し、補正後の予算額を5億73万4,000円とするものであります。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費で1,500万円の増、説明欄にまいりまして、（1）除雪対策経費の節13委託料で1,500万円の増であります。これは、降雪による除雪費の不足見込みに合わせて予算を増額するものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款18繰入金で1,500万円を追加し、補正後の予算額を5億395万6,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,500万円の増であります。これは、基金から繰り入れるものであります。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから承認第2号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎日程第11 議案第4号

○議 長 日程第11、議案第4号 更別村監査委員条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第4号 更別村監査委員条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村監査委員条例（昭和45年更別村条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。以下「一部改正法」という。）が令和2年4月1日に施行されるのに伴い、更別村監査委員条例におきまして引用する地方自治法の条項が繰下げられたことから、一部改正法の条項に合わせるものであります。

2の要旨といたしまして、更別村監査委員条例第4条で引用する地方自治法第243条の2を地方自治法第243条の2の2に繰下げるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村監査委員条例の一部を改正する条例であります。

新旧対照表で申し上げます。現行、見出し、請求又は要求による監査の第4条の下線部、「法第243条の2」とありますのを改正後は「法第243条の2の2」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第4号 更別村監査委員条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたし

ます。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長 長 日程第12、議案第5号 更別村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第5号 更別村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓につきましては、任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、地方公務員法第31条の規定に基づく服務の宣誓の方法等につきまして、別段の定めにより行うことが出来るものとするものであります。

2の要旨といたしまして、会計年度任用職員の服務の宣誓につきましては、更別村職員の服務の宣誓に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、任命権者が別段に定めることができるものとするものであります。

続いて、次のページをお開きください。次のページは、更別村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例であります。

現行、見出し、服務の宣誓、第2条、略の以下の部分に、改正後は第2条の2項といたしまして、下線部、「地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」という文章を加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 予算のときにも恐らく出てくると思うのですが、総務厚生でも働き方改革で一度、任用職員というのですか、臨時職員というのですか、呼び方は多々ある

のですけれども、今度は会計年度任用職員に全て統一されるという考え方でよろしいのですか。

もう一つは、服務というのは、今までパートなりフルタイムなり別にして臨時職員と今まで言っていた人たちは、宣誓というか、これは事務なのか口頭なのか、ちょっと分かりませんが、村長が定めるって、その辺の統一化ができたという理解でいいのですか。要するにパートであろうとフルタイムであろうと、同じ公務員であるという認識に立ったという理解でよろしいのですか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 会計年度任用職員の給与に関する条例、12月の定例会で提案させていただきましたけれども、今までの定数外職員要綱の規定で準職員とされていた職員はフルタイム会計年度任用職員、臨時的任用職員はパートタイム会計年度任用職員ということになります。今まで定数外職員要綱については、この服務の宣誓に関する地方公務員法の規定についての取扱いが自治体によって曖昧なところになっていたものを今回地方公務員法を改正して制度を明らかにするということになって、地方公務員法の服務の宣誓の規定も適用されることになったということでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 確認なのですけれども、要するにフルタイムも、それからパートも行政でお仕事する人はその責任がついたという理解でよろしいのですか、公務員法に準じて。そういう考えですか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 地方公務員法が改正されまして、この服務の規定と宣誓に関する規定も含めて地方公務員法の服務の規定は会計年度任用職員に適用されるということに法的に定められております。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第5号 更別村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議 長 日程第13、議案第6号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第6号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成31年厚生労働省令第50号）の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、（1）として、放課後児童支援員認定資格研修については、研修需要に適切に対応できるようにするため指定都市が開催するものを加えるものであります。

（2）として、児童福祉法第13条第3項が児童虐待防止対策の強化を図るために改正され、これまで児童福祉事業とされていた事項が相談援助業務と定義付けされたため、文言等を整理するものであります。

次のページをお開きください。次のページの新旧対照表でご説明を申し上げます。現行の見出し、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件にあります第7条であります。中ほど、「児童福祉事業」、下線部、続いてその3行目にあります「児童福祉事業」、下線部でありますけれども、改正後はそれぞれこの「児童福祉事業」を「相談援助業務」にそれぞれ改めるものであります。

続きまして、現行、第10条第3項の下線部の後に、改正後は都道府県知事の後に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」というふうに加筆するものであります。

同じく、下段部にいきまして、（3）のところ、第3項の3でありますけれども、下から3行目、以上「児童福祉事業」に従事したものと下線部があるものを改正後は「相談援助業務」に従事したものに改めるものであります。

次のページをお開きください。なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第6号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議 長 次に、日程第14、議案第7号 更別村火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第7号 更別村火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村火入れに関する条例（昭和59年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由の1といたしまして、現在火入れの要望や状況に即した規定とするため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、許可申請の期限及び添付書類を改めるものであります。

(2)、火入れの実施にかかる規定を加えるものであります。

(3)、火入れ許可証の返納にかかる規定を改めるものであります。

(4)、文言の整理を行うものであります。

(5)、様式の記載内容を改めるものであります。

なお、本内産業課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、議案第7号 更別村火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明させていただきます。

新旧対照表を御覧ください。許可申請の項目でございます。第2条中、火入れの開始時

期でございますが、「の7日前」を削除し、火入れ許可の申請期限を火入れ開始日の7日前の定めから火入れ開始日に短縮するものでございます。

また、第2号と第3号の火入許可申請に添付する火入地に係る土地所有者等の承諾に関する書類の文言整理を行い、第2号に包括して統合するものでございます。

第4条につきましては、第5条を追加することに伴う引用条項の繰下げ及び文言の整理を行ったところでございます。

第5条、火入れの実施、新たに追加する項目でございます。第2条で申請期限を短縮することに伴いまして、火入れ開始の時期を許可証が到達してからと定めるものでございます。

次のページいきまして、第6条につきましては、条の繰下げのほか、文言の整理を行うものでございます。

第7条及び第8条につきましては、条の繰下げを行ったものでございます。

第9条につきましては、条の繰下げのほか、文言の整理を行ったものでございます。

第10条につきましては、条の繰下げを行ったほか、火入許可証の失効規定を定め、火入れ終了後の火入許可証の返納を不要とするよう改めたものでございます。

第11条は、条の繰下げのほか、第3項中の引用条項の繰下げを行うものでございます。

第12条から第14条につきましては、条の繰下げのほか、文言の整理を行ったものでございます。

続きまして、第15条につきましては、条の繰下げを行ったほか、現在は使用されておられません異常乾燥注意報の文言を削除するものでございます。

第16条から第18条につきましては、条の繰下げを行ったほか、文言の整理を行ったものでございます。

次のページいきまして、別記第1号様式でございます。火入許可申請書でございますが、中段にございます防火体制の欄の火入従事者の欄の中に改正前は男女の別が記載するようになってございましたが、この男女の別の項目を記載事項を削除してございます。また、その下にございます火入責任者の欄に電話番号欄を追加したものでございます。また、欄外の注意事項でございます。4としまして、申請者（法人を除く）が自署する場合においては、押印不要とする文言を追加したものでございます。

続きまして、次のページ、別記第2号様式、火入許可証でございます。こちらについては、中段にございます指示事項につきまして、今回の条例改正に合わせたもの、また取り立ててこちらから指示をこれまでは別途していたものを追加して、指示事項の中に追加する整理を行ったところでございます。

附則としまして、本条例の施行日は令和2年の4月1日とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2 番、上田さん。

○2 番上田議員 ちょっと質問させていただきますけれども、第2条の開始する日の7日前というものを当日にしたという、実態は分かるのですけれども、一番懸念されることは要するに事後申請になってしまう可能性があるというようなことがちょっと懸念されるのです。一般の人方というのは、地球温暖化だとかいろんなことありまして、今は要するに火入れはできないというような状況がありますよね。農業者については、農業者に限らないと思うのですけれども、事業者については、例えば病害虫の防除だとか、そういったことで、特例ということではないと思うのですけれども、そういう感じでこれがこういう条例があるというふうに理解しているのですけれども、それが当日になるということは非常にそういったこと、先ほども言いましたように、要するに事後申請になってしまう可能性、そのあたりをどのようにして指導していくのか説明願いたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまのご質問でございます。今回の改正によりまして、これまで火入れの開始日の7日前までの申請が必要だったものを火入れを開始する前までということで短縮をさせていただくところでございます。実態としまして、実際に火入れを行う内容につきましては、本村の場合は森林の地ごしらえ、また畑における病害虫の防除、これが一番番多いところでございまして、年間50件程度火入れの申請があるところでございます。実際には、作業の都合等々、申請者の都合によって7日前までの申請というのが非常に難しくなってきたというふうに実感しているところでございまして、実際には期間が不足する。希望の中の申請が行われております。こういったものは指導しながら、適正な期間にさせていただいたところなのですが、7日前までに申請をいただいた中で、こちら側の処理する事務処理期間というものもございまして、これらを現地の確認ですとか消防との連絡調整、こういったものをできるだけ速やかに行うことで短縮が可能という判断に至ったところから、今回改正をしているところでございます。

ご質問の中にありました事後申請につきましてはこれまでも、事後申請というのはいわゆる無許可での火入れを行っているということでございますので、そういった案件はこちらのほうでは承知はしてございません。今後とも、これまで火入れについては許可が必要だということは住民の方にも広く浸透しているかなと思ってございますが、申請の期限が7日というところがなかなか浸透がしていないことから、今回短くしたところでございます。

それに加えて、当日の許可も可能なのですけれども、これがいつから実施できるのかというところを新たに5条を追加させていただきまして、許可証が到達してからということにさせていただいたのは、新たに追加したのはこのことでございます。当日全ての事務処理が終わって、ご本人のところに許可証が到達すればその日から可能、到達しない場合については到達してからということになりますので、1日、2日のブランクができる。また、休日を挟めば当然2日は挟まる。こういったことが生ずるところでございますが、

より実態に応じた改正ということでのご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明で理解できるのですけれども、要するにそういう心配があるというようなことで、指導を徹底していかなければならない案件かなというふうに思うものですから、その点よろしくというよりも、指導徹底していただきたいと、こういうことであります。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 本改正が成立した暁には、広報等を通じて制度の周知、また行政区長会議等を通じた制度周知に努めてまいりたいと考えております。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第7号 更別村火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第8号

○議 長 日程第15、議案第8号 更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第8号 更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村営住宅条例（平成9年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第200号）の制定に鑑み、村営住宅の入居資格要件、認知症患者等の収入の申告方法の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、第6条の入居資格の特例に東日本大震災復興特別区域法に規定する被災者、福島復興再生特別措置法に規定する特定帰還者を加えるものであります。また、住宅確保要配慮者への環境整備として、単身入居を可能とするよう第6条第3号を削るものであります。

（2）といたしまして、入居者が認知症患者等で収入の申告が困難な場合、村が官公署に調査を行ったうえで家賃を決定できるよう第14条に第4項を加え、第15条第3項改めるものであります。

（3）として、第18条第1項の村営住宅敷金において、保証人が村内在住者である場合の免除要件を削るものであります。また、民法において明記された未履行の債務の弁済に敷金を充てることができるよう第3項を加え、第4項を改めるものであります。

また、資料を提出しております。なお、新関建設水道課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 では、議案第8号 更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明させていただきます。

この条例は、公営住宅法に基づきます村営住宅というようなことで、花園団地などの管理について定めたものであります。

新旧対照表を御覧ください。第6条、入居資格の見直し、こちらにつきましては入居資格の見直しにより、村営住宅の入居資格の特例に東日本大震災復興特別区域法に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法に規定する特定帰還者及び居住制限者、こちらを加えまして、現行の同条第3号の同居親族要件を削除、住宅確保要配慮者への環境整備として単身入居を可能とする改正になります。

続きまして、第9条ですが、入居者の選考に当たりまして、村営住宅に優先的に選考して入居できるように、寡夫ということで、括弧、夫の寡夫のほうですが、こちらを追加しまして、身体障害者を心身障害者に改める改正であります。

第12条、第13条は、公営住宅施行規則の適用条項改正による改正になります。

続きまして、第14条、家賃の決定、それから第15条、収入の申告等についてですが、認知症である者、知的障害者、精神障害者等で収入の申告をすることが困難な事情にあると認める者については、収入申告義務を免除し、収入調査により把握した収入に応じた家賃を決定できるよう、第14条第4項を加えまして、第15条第3項を改める改正となります。

続きまして、第18条第1項、敷金の徴収についてですが、現在保証人が村内在住者である場合の免除規定を削る改正になります。これは、現在保証人が村外在住者である場合は敷金を徴収しておりまして、村内在住者である場合には免除しておりましたが、保証人の住所地にかかわらず、保証人がいる場合は敷金を免除するというようなこととします。

改正後の第18条第3項、第4項、こちらにつきましては民法の一部を改正する法律により、賃貸人は敷金を未履行の債務の弁済に充てることができることとする規定が新設されたことに伴いまして第3項を追加し、第3項を第4項に、第4項を第5項に改める改正であります。

第20条、修繕費用の負担、こちらは文言整理の改正となります。

続きまして、第28条から、ページめくっていただきまして第39条まで、こちらにつきましては、条例改正等に伴いまして条番号等の改正であります。

第41条第3項になりますが、何枚かめくっていただきたいのですけれども、第3項、現行「年5分の割合」を「法定利率」に改めるものであります。これは、現行民法の規定による法定利率である年5分の割合としておりましたけれども、今回の民法の法改正では法定利率を3年ごとに見直すというような改正が行われたものですから、今回こちらを法定利率に改めるものであります。なお、見直し後の法定利率は年3%になると規定されております。

第45条、第46条につきましては、条例改正に伴う条番号等の改正となります。

最後に、附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、関連しまして、議案資料の1ページ御覧いただきたいと思います。議案資料の1ページになりますが、更別村営住宅条例施行規則の一部を改正する規則についてになります。こちら第5条、こちらにつきましては条例第11条第1項に規定する保証人について、今回民法の改正で債権関係の規定の見直しが行われまして、賃貸契約における保証契約は保証すべき極度額の設定が必要となったことから、その額を家賃の12か月分とする改正を行おうとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

ありませんか。

2番、上田さん。

○2番上田議員 18条の3項の解釈というか、敷金のお話なのですけれども、例えば敷金を家賃に繰り入れるということになりますよね。それは、要するに退去するときそのことを実行するのか、それとも現在入居している最中において家賃の収入がなかったというケースの場合、そこで仮に敷金を収入に入れてしまった場合、多分敷金がもうなくなるものだから、保証人もいない、敷金もないというような状況になると思うのです。だから、どの時点で敷金を家賃のほうに繰り入れるのかということちょっと聞きたいと思います。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 まず、順序立てていきますと、まずこの敷金についてなのですが、現在村内に保証人がいる場合は頂いていないと、保証人が村外の場合は敷金を頂いていますということなのですが、もともとのこの条例の今回削る部分、こちらは村が独自に追加した部分なのです。本来もともとは敷金を徴収することができるというようなことなものですから、もともと敷金を頂いていなくて保証人をつけていたということなのですが、そのときは村内のみということだったのですから、村外の保証人の場合は入居できないような状況だったのを敷金をすることによって村外の保証人がいいですよということをしていたのですが、最近の入居の状況を見ますと保証人が村内だろうが村外だろうが、やはりそういうことによって入居の一つのハードルというか、ものができては困るというようなことで今回削除するということですので、基本的にこれからは保証人はつけていただいていますので、その分についての敷金というものは頂かないというような形になろうかと思っております。

実際、そうはいつでも保証人がいなくてどうしてもというようなところは、ケース・バイ・ケースということで敷金を頂いたりということなのですが、今ご質問の敷金をどのように取り扱ったかというようなことだったのですが、基本的に退去時にその分の敷金を充当するなりというようなことになるのでしょうか、実際の運用として厳密的に取り決めて実行しているわけではないのですが、納入が滞るようなことがあれば、状況においては敷金からやはり充当せざるを得ないようなことになりますし、いろんな場合によっては住宅明渡しまでいくかどうかはさておいて、入居されている方の事情に合わせて運用はしていくということなのですが、最後はやはり公営住宅ということで最後の住宅セーフティーネットにもなってくるものですから、実際の運用としてはケース・バイ・ケースということで見極めながら、状況を見ながら対応してくるような形になろうかと思っております。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明で大体理解はできるのですが、ケース・バイ・ケースという考え方の中で、例えば先ほどもちょっと言いましたけれども、村外の方が更別に保証人がいない。したがって、敷金を納めて入居してくる。その人の敷金を未収金に充ててしまったときに、要するに何もないわけですね。保証人もいなければ、敷金もないという状態になってしまうから、さっき課長が言ったように、退去した後にこの制度を適用するというのは分かるのだけれども、途中でやってしまった場合、これ何も保証がなくなってしまうのかなってちょっと思うのだから、ケース・バイ・ケースというよりも、一つの考え方はやっぱり整理したほうがいいのかなと思うのですが、その辺どうでしょう。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 敷金をどのように運用するかというふうなことなのですが、基本的には保証人は皆さんからいただいておりますので、一般的には入居の途中にそういう状況が

あれば、保証人の方にその分の弁済を求めるというようなことです。これが4月からは、4月以降の新たな契約になるのですけれども、その場合については極度額ということで、3月までの契約については保証額は全くなしで保証人になっていただいているのですけれども、俗に言えばどこまでも保証しますという契約になるのですが、これは民法改正で4月以降の契約につきましては金額を設定、今回は12か月分というように設定しているのですが、それ以上は保証人には請求できないということになりますから、逆を言えばおっしゃるとおりで、そこまでいつて対応するというのではなくて、やっぱり早め早めに未納にならないような対応をするというようなことですので、最初はまず保証人に対応していくというようなことですので、実際これからは敷金は頂くことはないということになります、今まで既には契約して敷金頂いている方はいますので、それについても保証人をまず優先してお願いして、敷金につきましては最終的にこちらの規定のとおり退去時に整理するようになるので、敷金まで実際の収納に充てるというようなことはかなりレアなケースなのかなというようにことでは想定していまして、逆にそういうふうにならないような早め早めの対応なのかなというふうには捉えております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第8号 更別村営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議 長 次に、日程第16、議案第9号 更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第9号 更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例（平成7年更別村条例第11号）の一部を改正す

る条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）及び村営住宅条例の一部改正に鑑み、特定公共賃貸住宅等の敷金の規定について定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第10条第3項の入居敷金において、保証人が村内在住者である場合の免除要件を削るものであります。また、民法において明記された未履行の債務の弁済に敷金を充てることができるよう第15条に第2項を加え、第3項を改めるものであります。

資料を提出しております。

なお、新関建設水道課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、議案第9号 更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明させていただきます。

この条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づきます特定公共賃貸住宅等の条例になりまして、具体的にはコーポ春日ですとか望などの管理について定めたものであります。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第6条、こちらにつきましては文言の整理となっております。

第10条、敷金の徴収については、保証人が村内在住者である場合の免除規定を削る改正であります。これは、先ほどの議案第8号と同様の趣旨での改正となります。

第15条第1項、略となっておりますが、こちらのほうで敷金を徴収することができるというようなことで規定されております。

続きまして、第15条第2項、第3項は、民法の一部を改正する法律により、賃貸人は敷金を未履行の債務の弁済に充てることができることとする規定が新設されたことに伴いまして、第2項を追加し、第2項を第3項に、第3項を第4項に改める改正であります。

第17条につきましては、文言等の整理となっております。

最後に、附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、関連して議案資料の2ページになります。議案資料2ページ御覧いただきたいと思います。更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

第3条の保証人、こちらにつきましては住居要件を削除する改正となります。

第4条につきましては、保証人につきまして保証すべき極度額の設定の額を家賃の12月分とする改正を行うものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第9号 更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議 長 次に、日程第17、議案第10号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第10号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、令和2年度から指導主事の執務場所が更別村から中札内村へ変更となることから、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の13の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、指導主事の執務場所の変更に伴い関連する条文を変更するものであります。

次のページをお開きください。新旧対照表になっておりますけれども、1番の現行の第3条、指導主事の執務場所及び事務局の設置でございますけれども、これにつきましては更別村が住所になっていますのを中札内村の住所に変更、更別村教育委員会が中札内村教育委員会に変更するものであります。

指導主事の選任方法につきましては、更別村教育委員会が選任することになっておりますけれども、第4条及び2項につきまして、これについて中札内村教育委員会が選任するものということで、以下、更別村を中札内村、中札内村を更別村にそれぞれ改正するものであります。

第5条、一般事務に要する経費の負担、これについては、更別村の予算、下線部ですけれども、中札内村の予算に計上ということになります。

それぞれ、第3項におきましても中札内村を更別村、現行の更別村を中札内村に改正後は変えるということでもあります。

一番下の第7条につきましても、指導主事に関する決算事項につきましても更別村長とありますのを中札内村長、議会もそれぞれ更別村から中札内村、決算の報告については、それぞれ中札内村長と現行ありますのを改定は更別村長ということになります。

続いて、次のページも同じく、第8条の指導主事の身分の取扱い等につきましても、これにつきましても更別村職員を中札内村職員、協議事項につきましてもそれぞれ現行の町村を中札内村から更別村、更別村から中札内村、それぞれに変更するものであります。

第9条、指導主事の給与等につきましても、更別村職員の給与に関する条例と現行なっておりますけれども、これも中札内村職員の給与に関する条例ということになります。

そして、2項につきましても、関係規程の制定、改廃につきましても、報告義務につきましても更別村から中札内村、中札内村長の部分を更別村長に通知しなければならないということで文言の変更を行うものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第10号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長 長 次に、日程第18、議案第11号 定住自立圏形成協定の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第11号 定住自立圏形成協定の変更の件であります。

帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を変更するものであります。

1の理由といたしまして、定住自立圏形成協定の変更につきまして、更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成28年条例第17号）第2条の規定により議決を経ようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、別表第1の4産業振興（2）、フードバレーとかちの推進の項目において文言の修正を行うものであります。

（2）、別表第1の4産業振興（8）航空宇宙産業基地構想の推進の項目を削除するものであります。

（3）、別表第2の3移住・交流の促進（2）結婚を希望する若者の支援の項目を削除するものであります。

（4）、別表第3の2データ分析（1）圏域レベルのデータ集積・活用の項目を削除するものであります。

また、資料のほうを提出しております。

なお、佐藤企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第11号 定住自立圏形成協定の変更の件について補足説明を申し上げます。

定住自立圏形成協定につきましては、平成23年7月7日に中心市宣言を行いました帯広市と中心市宣言に賛同した当村の間において、定住自立圏の形成に関して必要な事項を定めることから締結をしております。

このたび新たに第3期十勝定住自立圏共生ビジョンを策定するに当たり、現在の協定書、第3条、連携する取組及び役割分担に示される別表第1から別表第3におきまして内容の修正が必要であることから、更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例に従いまして本案件を提案するものでございます。

要旨につきましては、別に提出しております議案資料3ページ以降、議案第11号の資料、定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表によりましてご説明をさせていただきます。

初めに、5ページをお開きください。別表第1の4、産業振興、（2）、フードバレーとかちの推進につきましては、フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進に改めるとともに、十勝バイオマス産業都市構想に基づくバイオマス利活用の推進について文言を追加するものでございます。

次に、7ページにまいりまして、（8）、航空宇宙産業基地構想の推進、こちらにつきましては十勝全体の取組としては十勝航空宇宙基地活性化協議会に活動を集約していくこと

から、項目を削除するものでございます。

続いて、9ページをお開きください。別表第2の3、移住・交流の促進の(2)、結婚を希望する若者の支援、こちらにつきましては自治体によって結婚支援に関する取組内容に差異がありまして、またそれぞれの自治体の支援体制の構築が図られているということから、今回項目を削除するものでございます。

また、別表第3の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の2、データ分析、これについてはデータ活用のノウハウの蓄積が進んだということによりまして削除するものでございます。

これらの変更を行いました別紙の定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書を締結することによりまして、協定の変更を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第11号 定住自立圏形成協定の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議 長 日程第19、議案第12号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第11号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第12号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第11号)の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,740万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,887万8,000円とするものであります。

なお、西海副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、人件費につきましては、手当は今後の時間外勤務を見込み、共済費と職員退職手当組合負担金については年度末における必要額等により予算計上を行っておりますので、75ページ以降の給与明細書のほうをご確認ください。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。なお、軽微なものや単なる執行残等についてはご説明を省略させていただきますことをご了承ください。

それでは、まず歳出のほうからご説明いたします。20ページをお開きください。款1議会費は、項1目1議会費について旅費等の執行残である244万8,000円を減額し、補正後の予算を5,038万9,000円とするものでございます。

続いて、21ページをお開きください。款2総務費は、2億8,306万5,000円を追加し、13億8,335万2,000円とするものです。

項1目1一般管理費の主なものでございますが、こちらは22ページ、説明欄(4)、総務管理一般事務経費を御覧ください。176万5,000円の減額をしておりますが、執行残の整理以外に、職員の椅子、机が不足していることから、その購入のため、需用費で12万3,000円増額補正を行っております。続きまして、25ページお開きください。説明欄、一番下の(13)、北海道市町村備荒資金組合積立金で2億円を追加しております。現在基金等の運用は金融機関の預金で行っておりますが、超低金利の中、少しでも有利な運用を行うため、備荒資金組合へ臨時積立てを行うものでございます。

続きまして、26ページ、目2文書広報費は、76万4,000円を追加するものです。説明欄(1)、文書事務管理経費の委託料の71万4,000円の増額、こちら条例改正が多かったことから行うものでございます。

続きまして、27ページをお開きください。目4地方振興費は、1,319万円を減額するものでございます。主なものでございますが、29ページをお開きください。説明欄中(10)、地方創生推進交付金事業で国の施策である東京圏からの移住等が実績がなかったことから400万円を減額しているものでございます。

続きまして、30ページの目8村有林管理費は、一部事業量の減少と執行残について334万6,000円減額するものでございます。

続きまして、32ページ、目10財政調整基金費は、取崩し額が少なかったことにより、利子分として2万8,000円の増額をするものでございます。

続きまして、目11公共施設等整備基金費は、1億1,611万4,000円を追加するものです。説明欄(1)、公共施設等整備基金積立金の25節積立金の積み増し分につきましては、今後公共施設の状況から修繕、建て替え等に将来的な必要額が増大することが見込まれることから、今年度繰り入れた額を積み立てようとするものでございます。

続きまして、目13開村記念事業推進費は、過疎対策事業債の借入れが認められたため、それを財源として追加するものでございます。

項2徴税费、目1税務総務費は、実績に合わせて257万5,000円を減額するものでござい

ます。

続きまして、33ページをお開きください。項4選挙費、目2参議院議員選挙費及び目3道知事道議会議員選挙費は、経費に対する交付金の額が確定したことから、実績に応じてそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、36ページを御覧ください。款3民生費は、3,395万円を減額し、6億1,317万3,000円とするものです。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、2,806万1,000円を減額していますが、主なものとして、37ページをお開きください。説明欄(7)、重度心身障害者医療給付事業経費につきましては、高額な医療費がかかる受給者が所得超過により対象者から外れたことにより、550万円を減額するものでございます。続きまして、39ページをお開きください。こちら説明欄の(16)、障害者総合支援事業費は、実績に基づき1,301万5,000円を減額するものでございます。また、40ページの説明欄(18)、プレミアム商品券交付事業642万6,000円の減額は、購入実績が当初見込みの4割程度にとどまったことによるものでございます。

一番下の目2福祉の里総合センター費252万9,000円の増額は、説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費で施設の燃料費単価の上昇、光熱水費の不足によるものでございます。

続きまして、41ページをお開きください。一番下です。目4後期高齢者医療費20万円の減額は、事務費が減少したことによるものでございます。

続きまして、42ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、説明欄(3)、児童福祉事業経費の南十勝こども発達支援センターにおいて当初予定していた人員を雇用できなかったため、更別村の負担金が減になったものでございます。73万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、43ページお開きください。目2児童措置費は、児童手当について所得制限により特例給付となった方が多かったことや受給対象児童の減等により、当初見込みを下回ったため、実績に応じて444万円を減額するものでございます。

続きまして、項3老人福祉費、目2老人保健福祉センター費は、施設の燃料費単価の上昇、光熱水費の不足のため70万7,000円減額するとともに、シルバーハウジング団らん室維持管理経費を減額するものでございます。

44ページ御覧ください。目3老人福祉推進費は、実績が確定したことにより365万2,000円減額するものでございます。

続きまして、45ページをお開きください。款4衛生費は、3,418万7,000円を減額し、3億130万2,000円とするものでございます。

項1保健衛生費、目2予防費の531万8,000円の減額の主なものは、説明欄(3)御覧ください。子ども予防接種事業経費において、日本脳炎ワクチンや子宮頸がん予防ワクチンの実際の接種者が少なかったことから223万6,000円の減額するものであり、また説明欄(4)、緊急風しん抗体検査等事業で、国も広報している40歳から47歳の男性を対象とした

風しん抗体検査、ワクチン接種の希望者が少なかったことから278万7,000円を減額するものでございます。

46ページを御覧ください。目3環境衛生費は、実績により71万1,000円を減額するものでございます。

目4診療所費は、47ページをお開きください。説明欄(2)、特別会計繰出金で、更別村国保診療所の診療収入において入院患者数の見込み増、外来患者1日当たりの診療費用の見込み増から2,241万2,000円減額するものでございます。

目5保健推進費は、説明欄(1)、健康増進事業の委託料において、国民健康保険加入者の受診者が多く、国民健康保険事業勘定で支出することにより総体的に減少したことなどから、433万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、48ページを御覧ください。項4下水道費、目1下水道費は、下水道事業会計の実績により繰出金の必要額が減少したため、53万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、49ページをお開きください。款5労働費は、執行残について77万8,000円減額し、694万3,000円とするものでございます。

続きまして、50ページを御覧ください。款6農林水産業費は、1,142万2,000円を減額し、5億4,986万円とするものでございます。

項1農業費、目1農業委員会費8万1,000円の追加は、職員人件費の見込み等によるものでございます。

目2農業振興費は、51ページをお開きください。説明欄(4)、環境保全型農業直接支援事業において交付金対象になる取組面積が減少したことなどにより、合計389万3,000円を減額するものでございます。

目3農地費は、説明欄(2)、道へ事業負担金の事業費が確定したことなどにより、合計692万2,000円を減額するものでございます。

52ページを御覧ください。目4畜産業費は、説明欄(3)、畜産クラスター事業の各実績による増減の結果などにより、2万3,000円を追加するものでございます。

53ページをお開きください。目6プラムカントリー費は、寄附金、基金繰入金の充当を200万円減額し、目2農業振興費に財源振替を行ったものでございます。

項2林業費、目1林業振興費は、実績により97万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、54ページ御覧ください。款7商工費は、167万7,000円を減額し、1億1,465万1,000円とするものです。

項1商工費、目2商工振興費及び目3観光費は、それぞれ実績により減額するものでございます。

55ページをお開きください。款8土木費は、1,022万4,000円を減額し、4億9,051万円とするものです。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、実績により25万円減額するものでございます。

56ページ御覧ください。目2道路維持改良費は、入札による執行残で104万3,000円減額するものでございます。

目3道路新設改良費も、同様に入札による執行残で減額するものでございます。

目4橋りょう維持改良費は、執行残が多かったため94万6,000円を減額しておりますが、道営事業による橋りょう拡幅工事への負担金が軟弱地盤対策のため397万円、こちらは増額しております。

次に、58ページ御覧ください。款9消防費は、55万6,000円を減額し、1億7,912万2,000円とするものです。

項1消防費、目2災害対策費及び目3非常備消防費は、執行残によりそれぞれ減額するものでございます。

59ページお開きください。款10教育費は、2,381万4,000円を減額し、4億5,616万1,000円とするものです。

項2小学校費、目1学校管理費、こちらは62ページを御覧ください。説明欄(6)、学校施設改修事業、小学校のアスベスト対策改修工事等の入札による執行残等により、729万9,000円を減額するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費は、こちらのほうは64ページを御覧ください。説明欄(5)、学校施設改修事業、中学校で校舎等改修工事の執行残等により、247万1,000円を減額するものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、こちら65ページを御覧ください。こちらは、幼稚園教諭の採用が年度途中からになったことや臨時職員の退職等に伴い、569万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、70ページをお開きください。目2体育施設費は、次のページにこちらなりますが、説明欄(2)、トレーニングセンター維持管理経費で、施設の燃料費単価の上昇等により、他の執行残と差引き14万8,000円追加するものでございます。

続きまして、72ページの項7教育諸費、目1研究奨励費及び目2学芸奨励費、目3財産管理費は、執行残によりそれぞれ減額するものでございます。

73ページをお開きください。款11災害復旧費は、539万3,000円を減額し、329万1,000円とするものです。

項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費は、南11線東12号応急排水対策の実績がなかったこと、その明渠排水がほぼ完成したことから、排水機材等を不要と判断し、減額するものでございます。

項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は、実績がなかったことから、330万円の全額を減額するものでございます。

款13諸支出金は、21万4,000円を減額し、331万8,000円とするものです。

74ページ御覧ください。項1基金繰出金、目1土地開発基金繰出金は、預金利息の端数調整のため、1,000円追加するものです。

項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、不用額を整理し、21万5,000円減額するものでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページを御覧ください。款1村税は、実績または徴収見込みにより、651万2,000円追加するものでございます。

徴収率については、項1村民税、目1個人の現年課税分は99.85%で見込み、項2固定資産税、目1固定資産税の現年課税分は99.9%、項3軽自動車税、目1軽自動車税は100%を見込んでおります。

続きまして、9ページをお開きください。款3利子割交付金は8万7,000円の減額、款4配当割交付金は10万8,000円の追加、款6地方消費税交付金は354万4,000円の減額、款7自動車取得税交付金は375万8,000円の増と、それぞれ収入見込みに基づく補正を行っております。

10ページを御覧ください。款12分担金及び負担金は、項1分担金、目1農林水産業費分担金の実績により1,026万9,000円を減額するなど、合計1,121万2,000円減額するものでございます。

款13使用料及び手数料は、それぞれの項目の実績に応じて263万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。款14国庫支出金は、それぞれ対象となる事業費の実績に応じて増減し、合計1,569万円を減額するものでございます。なお、歳出でもご説明いたしましたが、国の施策である東京からの移住等がなかったことから、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の説明欄、地方創生推進交付金で300万円減額しております。

13ページをお開きください。目5教育費国庫補助金の説明欄、学校施設改修事業補助金は、学校施設環境改善交付金に科目変更となっております。

款15道支出金も、同様にそれぞれ対象となる事業費の実績に応じて増減し、合計624万円を減額するものでございます。

15ページをお開きください。款16財産収入は、市街地の村有宅地が全て売れたことによる増額と立木が高額で売れたこと等により、718万円追加するものでございます。

17ページをお開きください。款18繰入金1億7,307万8,000円の追加は、財源調整のための目1財政調整基金繰入金1億8,909万6,000円の追加が主な理由でございます。

款20諸収入759万6,000円の減額は、項5雑入、目5雑入のプレミアム商品券売上収入の減額の実績に応じて補正するものでございます。

18ページ御覧ください。款21村債850万円の追加は、先ほどご説明させていただいたとおり、事業金額の確定による借入れ額の変更と過疎対策事業債の追加協議による新たな借入れ額について整理をさせていただくものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 地方債のほうの説明もお願いします。

西海副村長。

○副 村 長 失礼しました。

最初のページに戻りまして、地方債の補正、第2条の地方債の変更は、第2表、地方債補正によるもので、事業金額の確定による借入れ額の変更と過疎対策事業債の追加協議による新たな借入れ額について整理をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 60ページの款10教育費になるのですが、3月の年度末の補正ということでごちょっとお聞きしたいのですが、例年でしたらこども夢基金事業というものに関していつも補正がちょっと行われていて、いつもその使い道については懸念しているところなのですが、今回その補正がないようなのですが、その利用状況等をお聞かせいただけますでしょうか。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時41分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 すみません、お待たせしました。申し訳ございません。

こども夢基金の事業でございますが、12月に補正予算をかけまして追加で予算を頂いたところでございまして、一応今年度の見込みとしましては、3件の事業を行っておりまして、1件が部活動や少年団活動以外の子どもに係る大会の参加事業、それと子ども向けの音楽劇の事業、それと子ども向けの茶道体験教室の事業の3件が今のところの実績となっております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 ページ数でいうと、民生費で先ほど言った37ページですか、福祉灯油、金額は小さいのですが、48万2,000円余っています。それで、これ大事な事業で、これを始めたときは大々的にやったわけなのですが、この対象人数いて、それはお亡くなりになられた方もいるのでしょうか、これ総額幾らで48万、何人って分かるわね。断られた方がいるということかい。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 37ページ、説明欄（5）の福祉灯油助成事業に関しましては、予算計上

額は170件分で計上しておりました。実際申請あって、決定したのが123件ということで決定しております。そのため、47万円が減額です。申請者の中には市町村民税の課税世帯がありまして、その人たちについては支給を却下という形になっております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 ということは、所得が上がったから対象にならなかったから、50件ほどが対象にならなかったと単純に考えているのですか。お願いをする、これあくまでも申請制度ですから、言ってこない、上げてこない人もいるのでしょうか、頑張る。頑張るというか、私そのぐらいいいとかって、言い方はあれですけども、その辺は把握しているのですか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 あくまでこれは申請を受けたものについての課税の状況調査しかできませんので、推計で170件上げているのです、例年の例からいって。中には、もらっていない方も、市町村民税非課税世帯で私まだ頑張っているわという方も確かにいらっしゃるということは実態として把握していますけれども、その人方に対して市町村民税の課税調査を行うわけにいきませんので、あくまでそれは推計というか、推察申し上げるという点でしかご答弁のしようがありません。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 その説明で間違っていないと思うのですけれども、もともと福祉灯油って結局ご承知のようにつらい人に上げるもので、それは所得オーバーすれば当然断るのは結構ですけれども、その年の所得を見るから分からないという説明ですけれども、それはどうなのですか、放送かかっているのは知っていますけれども、村からの申請してください。なかなかお年寄り、保健福祉課ですか、そこまで来て私これですって。もう少し親切サービスというのが必要でないかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議 長 今の3回目です。最後になりますが、もう十分ですか。

○4番松橋議員 はい。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 あくまで個人情報の関係がありまして、うちのほうから個別に所得を先に調べて個別勧奨するということは、この事業については村独自事業ですので、できないということでございます。先ほど言ったプレミアム商品券のほうに関しましては、国のほうで特例法の中で個人情報でその所得情報をのぞいて個別勧奨ができたのですけれども、この事業はあくまで村の事業ということですので、個人情報の保護の関係がありまして個別勧奨ができないということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 25ページの(13)、北海道市町村備荒資金組合積立金のことでちょっと質

問させていただきますと思います。

まず、この備荒資金の積立金が先ほど説明では、利率が高いからということでここに積むのだという話でしたけれども、もう少し詳しく説明していただきたいなと思います。まず、30年度末で普通納付金、これが一体幾らぐらいになるのか。そして、超過納付金、これが幾らになるのか。そして、今回この2億円を積立てするのは、普通納付金、そして超過納付金、2つの積み立てる場所があるのですけれども、どちらのほうに積み立てて、最終的には今更別の備荒資金は幾らになっていますということを教えていただきたいなと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 北海道市町村備荒資金組合積立金なのですが、この積み立ての方法には2通りありまして、普通納付金と超過納付金と。簡単にご説明いたしますと、普通納付金は組合市町村が災害による減収が生じたときにこれを補填するために、あるいは災害応急復旧事業その他の災害に伴う事業の費用に充てるために積み立てるものでございます。超過納付金のほうは普通納付金を補完するためという、そういう目的がありまして、将来起こり得る災害への備えということで、市町村が任意に市町村の希望によって積み立てることができるものとなっています。

普通納付金の積立て限度額は3億円ということになっておりまして、本村は既に3億円を積み立てている状況にあります。超過納付金の限度額ですが、前年度の基準財政需要額の2分の1というふうにされております。令和元年度の本村の基準財政需要額が25億4,536万9,000円ですので、これの2分の1が限度額となりまして、12億7,268万4,000円が限度額ということになります。平成30年度で超過納付金の現在高は7億9,761万6,000円となっております。これからいくと、あと4億7,500万円ほど積み立てる余裕があるということになります。今回の補正で2億円を追加させていただいておりますので、それを差し引くとさらに2億7,500万円の積立てが可能と、そういう状況になっております。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 それで結果、今2億円にしたということで12億9,700万、今更別の積立金はなかったということで理解してよろしいのでしょうか、合計で。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 普通納付金が3億円、超過納付金が7億9,761万6,000円、今回の追加分2億円を足すとその計算になるかと思います。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 42ページお願いいたします。児童福祉総務費の備考欄の南十勝こども発達支援センターの負担金についてちょっと補足説明をお願いいたします。

当初予算の中で南十勝支援センターの職員分ということで、5名を7名に増員するのだという必要性があるというご説明をいただいて予算計上したはずなのですが、ただ

いまの説明だと雇用ができなかったという理由なのでしょうけれども、どうも予算措置の中で必要がある部分についての人員確保という分で計上しているにもかかわらず、人員確保ができなかったということではちょっと説明としては不足だと思いますので、これは必要ありきの対策で予算計上したはずなのですけれども、その点の附帯説明をお願いしたいと思います。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 南十勝の今のご質問でございますけれども、今回職員、今おっしゃったとおり職員、臨時職員になるのですけれども、職員が最終的に確保ができなかったという、今言っていたとおりでございます。そちらのほうの対応につきましても、南十勝、事務局も含めましていろいろ当たって対応はしてきた経過があるのですが、最終的に今回1名対処できなかったということでの今回のこの減額ということになってございます。

今後につきましては、今一緒になっていろいろ話、調整とか、話は聞いているのですけれども、随時そちらのほうもお話をしながら、対処についてこちらのほうからも話していきたいなと思います。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご説明いただいたように、そのうちの1名が欠員になっているという説明いただいたのですけれども、これ単純に人がどうのこうのじゃなくて、このセンターの運営自体の課題が残っていないのかという部分を1点加えてご説明いただければと思います。やっぱり大事なことなので、人が必要だと、だけれども1人しか、2名増員が1名しかできなかったという、それはその結果論でしょうけれども、基本的にこういう運営の形のものですから、必要ありきの多分予算計上を南十勝でしているはずですから、その分について何か障害等なかったのかも含めてちょっと説明いただければありがたいと思うのですけれども。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変申し訳ございません。ちょっと歯切れが確かによくないのですが一応7名体制といいますか、職員自体が7名なのですが、その中で臨時職員も中に含んでございまして、たまたま今回臨時職員の部分がなかなか確保できなかった。見つからなかったということがございまして、その結果が今このような予算の状況になったというところでございます。

事業につきましては、当然この辺は総体的な中で、これを言いますとちょっと、それでどうなのかということあるのですが、先ほど言ったように、これからの人員確保とかも含めて、これは当然しっかりやっていってもらわないといけませんし、こちらのほうもお話をして対応していくところでございますけれども、人員確保につきましては当然今のお話の中でしっかり対応できるように対処していきたいということで、お話ししていきたいと思っています。

以上でございます。

○議 長 6 番、安村さん。

○6 番安村議員 今聞いているのは、運営上の支障がなかったのかどうかということの確認をしているわけですし、人員の確保、今後の確保云々くんぬんについては、欠員になっていたというのは、それはもう歴然というか、ご説明いただいたので、理解しました。ただ、必要ありきのセンター運営上の人員確保ができなかったということに対して、センター運営何か影響が出ませんでしたかという、その確認をしたかったです。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変失礼いたしました。

支障につきましては、お互いの中でそちらのほうはフォローといいますか、対応しながら現実的には対応しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 課長、当初5人から7に増やすのは、センターに来る子どもたちの中身だとか、数だとかが増えたという状況が多分あったと思う。それで、予算で増やするという形で予算づけしたので、それで職員が足りなかった分について、子どもたちとか親御さんたちにご迷惑はかかっていないのかと。送り迎えだとか、そんなのも含めて、そういう運営の支障とか、そういう課題は聞いてますかという話なので、欠員になったのは、それ結果なので、それは何ぼ言っても説明にならないので、よろしくお願いします。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 失礼いたしました。

子どもたち等にいろいろ支障といいますか、そちらのほうにつきましては現状的にはかかっていない状況でございます。それは先ほどの話になりますが、対応の中でいろいろそこをしっかりと考えて対処しているというところでございます。

以上でございます。

(「答弁調整」の声あり)

○議 長 答弁調整のため3時15分まで休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時15分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西海副村長。

○副 村 長 ただいまのご質問に対する答弁でございますが、センターのほうでは当初7人体制を予定しておりましたが、1名採用できずに6人で対応していたといったことでございます。それによって開所日数を減らすといったような事態には陥らずに、何とか職員が対応していたと。開所日数は減らしていない。あと子どもの療育に支障が出るような事

態には幸いになっていないといったことです。ただ、当初7人で予定したところを6人で何とか回していたという実態がございます。職員には大きな負担がかかっている中でこの1年は何とかやりくりしたといったところでございますので、引き続きこの1名につきましては募集を継続し、事業を実施していくといった考えでいるところでございます。

以上です。

○議 長 安村さんの本案に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則55条のただし書の規定により特に許可をいたしますので、どうぞ。

○6番安村議員 ありがとうございます。すいません。

今副村長が6名体制の中でこのセンターの運営に関する部分についての影響云々についての現況がございましたけれども、基本的に更別も通所している方がいらっしゃって、正直言いまして、週2回なり3回が1回になっているとか、やっぱり影響出ているのですよ、現実。そういう実態があるがゆえにこういう質問をさせていただいているわけですし、そういう影響も含めて、村もやっぱりお金を出している以上はきちっとその精査を図りながら、利用者にある程度ご迷惑かからないような形で僕は進めていきたいという思いから、今ちょっと詳細についての質問をさせていただいたわけで、影響ははっきり言っていると思います。その点はやっぱり真摯に受け止めて、南十勝の運営に対するお金を出しているわけですから、そういう改善も含めて申し入れていただきたいと思うのです。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さん数々のご指摘、そのとおりでありますけれども、今本当に細かな具体的な状況については把握がちょっと、申し訳ありませんけれども、し切れていない状況でありますけれども、今副村長あるいは課長のほうから答弁させていただいたとおりでありますけれども、やはり南十勝全体でそういうふうな形で療育とか、いろんな相談活動、いろんな活動しているわけですが、本当に通って通所していらっしゃる方々にとっては非常に大きな問題であるし、それは大きな影響があると思っております。本当に人員確保とか、その部分についてはいろんな課長会議とか、そういう招集をされますけれども、しっかりと村としても運営を、あるいはそういった形で対処していただきたいということで強く要請をしていきたいと思ひますし、一緒になって考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で質疑を終わりたいと思います。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議 長 日程第20、議案第13号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第13号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,322万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,205万5,000円とするものであります。診療施設勘定の総額にはそれぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,260万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正について説明をいたします。

初めに、人件費について説明をいたします。事業勘定におきましては、国民健康保険運営委員会委員の報酬につき補正がありますけれども、給与費明細書により説明を申し上げます。14ページをお開きください。報酬におきまして3万3,000円の減額となるものであります。委員会の開催状況により、委員の欠席分を減額するものであります。

それでは、続いて事業勘定の歳出から説明を申し上げます。10ページをお開きください。款1総務費で59万5,000円を減額し、補正後の予算額を670万7,000円とするものであります。

項1総務管理費において35万円を減額し、補正額の予算は631万3,000円とするものであります。目1一般管理費で同額を減額し、主なものといたしましては説明欄（1）、総務一般事務経費の節18備品購入費でレセプト点検用のパソコンが北海道国民健康保険連合会の共同調達による入札執行残に伴いまして、23万6,000円を減額するものであります。

次に項3運営協議会費において24万5,000円を減額し、補正後の予算額を19万2,000円とするものであります。目1運営協議会費で同額を減額し、主なものは説明欄（1）、国保運営協議会運営経費の節9旅費の委員の研修・視察費用弁償におきまして、研修地が札幌から帯広市の開催となりまして公用車での出張となったため、支出が不要となり、21万2,000円の全額を減額するものであります。

続きまして、11ページをお開きください。款2保険給付費で1,029万2,000円を追加し、補正後の予算額を2億9,972万2,000円とするものであります。

項 1 療養諸費において1,028万1,000円を追加し、補正後の額は2億6,576万6,000円とするものであります。

目 1 一般被保険者療養給付費で同額を追加します。主なものは、説明欄（1）、一般被保険者療養給付費の節19負担金補助及び交付金、一般被保険者療養給付費において、給付費におきまして未就学児の医療費が見込みより2,200万円程度増加したことにより、追加するものであります。

項 3 移送費において1万1,000円を追加し、補正後の額は5万6,000円となるもので、目 1 一般被保険者移送費で同額を追加し、説明欄（1）、一般被保険者移送費の節19負担金補助及び交付金の一般被保険者移送費で、医師の指示による病院間の移送が前回に引き続き1件発生したため、さらに今回追加するものであります。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費は、補正額はございませんが、道支出金の交付額の変更により財源振替を行っており、特定財源、一般財源の調整を行っているところであります。

続きまして、12ページにまいります。款 5 保健事業費で4万8,000円を追加し、補正後の予算額を480万6,000円とするものであります。項 1 特定健康診査等事業費は、4万8,000円を追加し、補正後の額は380万1,000円とするものでありまして、目 1 特定健康診査等事業費で同額を追加し、主なものは説明欄（1）、特定健診・特定保健指導事業で、節13委託料におきまして特定健康診査等委託料で6万6,000円、特定保健指導委託料で15万円を追加しております。受診者枠増加により、厚生病院への支払いが増加したものであるものであります。

項 2 保健事業費、目 1 保健衛生普及費につきましては、道支出金の交付額の変更により財源振替を行っておりまして、特定財源、一般財源の調整を行っているところであります。

款 6 基金積立金、項 1 基金積立金において656万4,000円を追加し、補正後の額を2,396万円とするものであります。

13ページにまいります。説明欄（1）、財政調整基金積立金は、歳入の款 3 道支出金、項 1 道負担金の交付金額の確定により増額された分の交付金を積立てするものであります。

款 7 諸支出金で691万1,000円を追加し、補正後の予算額を3,591万5,000円とするものであります。

項 2 繰出金において683万8,000円を追加し、補正後の額は3,527万6,000円となるものであります。診療施設勘定への繰出金が休日診療の算定方法の変更により、交付金が増加したものであるものであります。

項 3 過年度過誤納還付金は、7万3,000円を追加し、補正後の額を7万4,000円とするものでありまして、説明欄（1）、過年度過誤納還付金、節23償還金利子及び割引料の過誤納還付金は、平成30年度の特定健診負担金の金額確定により還付金が発生したためであります。

次に、歳入にまいります。8ページをお開き願いたいというふうに思います。款 3 道支

出金で2,493万2,000円を追加し、補正後の予算額を3億4,813万とするものであります。

項1道負担金、2,493万2,000円を追加し、補正後の額は3億4,812万9,000円であります。

目1保険給付費等交付金で同額を追加し、節1普通交付金は、保険給付費が増額したため、交付される額を1,029万3,000円を追加し、節2特別交付金は、診療所繰入金分等の特別調整交付金で729万9,000円、北海道で独自交付金配分の2号交付金で719万6,000円、特定健康診査等負担金として14万4,000円を追加するものであります。

款4財産収入、項1財産運用収入は、1,000円を追加し、補正後の予算額を3万1,000円とするものであります。介護保険との合算で運用していた基金の利息分を追加するものであります。

款5繰入金で171万3,000円を減額し、補正後の予算額を3,444万円とするものであります。

項1他会計繰入金は、171万3,000円の減額、補正後の額は2,630万2,000円とするものでありまして、9ページにまいりまして、目1一般会計繰入金は、同じく事務費対象分で59万5,000円、特定健康診査等事業分で111万8,000円を減額するものでありまして、事業費の減少によるものであります。

続きまして、診療施設勘定の説明にまいります。21ページをお開きください。21ページ、歳出であります。款1総務費は、41万4,000円を減額し、補正後予算額を2億4,519万1,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして(1)、総務管理費は職員11人分の人件費で、節2給料は不足が見込まれる分1万1,000円の増額、節3職員手当38万6,000円、節4共済費7万8,000円、節19負担金補助及び交付金9万2,000円は、それぞれ執行残を減額するものであります。なお、25ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。説明欄(2)、総務一般事務費は120万8,000円の減額であります。節4共済費、労働保険料、これにつきましては臨時職員、医師、作業療法士の労働保険料の執行残の減額であります。節7看護補助業務賃金は、これも執行残であります。節9旅費、節10交際費、節11需用費、消耗品費、節12役務費、手数料は、それぞれ同じく執行残の減額であります。

続きまして、22ページにまいります。節13委託料は、作業療法士の時間外勤務手当の支出見込額が減少したことにより、23万円の減額であります。節14使用料及び賃借料、タクシー借り上げ料は、執行残を減額するものであります。節19負担金補助及び交付金、十勝町村診療施設協議会負担金は、現在の会計状況から必要に応じて負担金を集めることとされております。今年度の負担がなくなったことから、1万5,000円を減額するものであります。説明欄(3)、診療施設維持管理経費は126万9,000円の増額であります。節11需用費、消耗品費は、執行残を減額するものであります。燃料費、国保診療所燃料費、光熱水費は、それぞれ価格の上昇による増額であります。節12役務費、手数料、節14使用料及び賃借料は、それぞれ執行残の減額であります。説明欄(4)、準職員賃金等は7万円の増額であります。節7賃金、準職員賃金、節19負担金補助及び交付金、職員退職手当組合負担金は、

それぞれ支出見込額の増による増額であります。

続いて、23ページにまいります。目2車両管理費は、歳入、使用料及び手数料、自動車使用料の増額補正による財源振替であります。

款2医業費につきましては、45万9,000円を増額し、補正後の予算額4,864万3,000円とするものであります。

項1医業費、目1医療用消耗器材費、説明欄にまいりまして(1)、医療用資材購入経費におきまして、検査用品などの資材購入に関わる支出見込みの額の増により、30万3,000円を増額しているものであります。

目3医療管理費、説明欄(1)、医療管理事業経費は40万4,000円を増額であります。節11需用費、備品修繕費は、医療用機器、輸液ポンプの修理費用の不足により、5万6,000円を増額であります。節12役務費、クリーニング料は、執行残の減額であります。節13委託料、X線装置保守点検委託料は、令和2年1月にX線システムを更新したことにより、2月から3月の保守点検委託料が減額となったため、減額するものであります。検査委託料は、患者の疾病に伴う血液や尿、便などの検査費用で不足が見込まれることから、49万円を増額したものであります。説明欄(2)、医療機器借上経費は8万5,000円を増額であります。節14使用料及び賃借料、酸素ボンベ使用料は、執行残の減額となっております。続いて、24ページをお開きいただきたいと思います。借上料、医療機械借上料は、在宅酸素供給装置HOTや睡眠時無呼吸症候群の治療器CPAPの利用見込み増により10万8,000円。

目4寝具費、説明欄(1)、入院資材等借上経費は3万4,000円の減額であります。節14使用料及び賃借料、寝具借上料の執行残の減額であります。

目5医療用機械器具費、説明欄(1)、医療機器等整備事業は8万9,000円の減額であります。節18備品購入費で、除細動器、X線システム等を更新した執行残を減額するものであります。

項2給食費、目1給食費、説明欄(1)、給食事業費は21万円の減額です。節11需用費、消耗品費で2万2,000円、節13委託料、給食業務委託料で18万8,000円、それぞれ執行残を減額しております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。17ページをお開きください。款1診療収入は、1,584万2,000円を増額し、補正後の予算額1億7,987万4,000円とするものであります。

項1入院収入は、517万円を増額し、補正後予算額3,436万4,000円とするものであります。入院患者見込み数が当初見込みより増加したためであります。入院患者数の実績につきましては、前年度は1日平均5.7人で、今年度は1月末現在時点で6.7人となっております。

項2外来収入は、1,031万6,000円を増額し、補正後の予算額1億2,656万4,000円とするものであります。当初見込みより1日当たりの費用額が増加していることや目4介護報酬収入におきまして当初見込みよりリハビリ通院患者が増加していることによる増額であります。なお、外来患者数は前年度とほぼ変わらない状況となっております。

続いて、18ページにまいります。目6その他の診療報酬収入は、労災による診療報酬の見込み増により26万2,000円の増額としています。

項3その他の診療収入は35万6,000円を増額し、補正後予算額を1,894万6,000円とするものであります。

目1諸検査等収入、説明欄、各種診断料は健康診断料の増加見込みにより30万6,000円の増額、各種予防接種診断料におきまして小児予防接種見込み数の減により50万3,000円の減額、住民検診料は高齢者健診受診者の見込み数増により55万3,000円の増額としております。

款2使用料及び手数料は、11万円を増額し、補正後の予算額を143万1,000円とするものであります。

項1使用料、目1使用料、説明欄、電気器具使用料外で入院患者の電気使用料収入の見込み増により4万円の増額としております。自動車使用料は、使用料見込み増により5万8,000円の増額となっております。

項2手数料、目1手数料、説明欄、医療事務取扱手数料は、労災の給付請求書取扱手数料の見込み増により、1万2,000円の増額となっております。

続きまして、19ページにまいります。款3国庫支出金は、15万円を増額し、補正後の予算額を825万円とするものであります。

項1国庫補助金、目1施設整備費補助金、説明欄、診療所等施設整備費補助金は、除細動器、X線システムの更新に係る補助金基準額が変更されたことにより、15万円の増額となっています。

款5繰入金は、1,557万4,000円を減額し、補正後の予算額を1億2,306万4,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、2,241万2,000円を減額し、補正後の予算額8,778万8,000円とするものであります。診療所会計の収支の均衡を保つよう、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分に分けてそれぞれの額を調整しております。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は、国からの特別調整交付金でありまして、国保事業勘定により診療施設勘定に繰入れされるものでありまして、683万8,000円を増額し、補正後の予算額3,527万6,000円とするものであります。入院患者数、年間診療実日数の見込み増、平成30年度分の年間診療実日数について申請したことによる増などによるものであります。

款7諸収入は、18万3,000円を減額し、補正後の予算額を84万7,000円とするものであります。

項1雑入、目1雑入、説明欄、自費衛生材料等収入は、収入見込み額の減により14万6円の減額であります。

続いて、20ページにまいります。看護補助員等雇用保険料納付金は、雇用保険料の当事者負担分で4万8,000円の減額であります。健康診断等業務謝金は、作業療法士が中札内村社会福祉協議会へ出張し、講師を務めたことによる実費分として増額するものであります。

款 8 村債は、30万円を減額し、補正後の予算額を860万円とするものであります。

項 1 村債、目 1 過疎対策事業債、説明欄、医療機器等整備事業は、除細動器、X線システムの更新に関わる費用が確定したこと、国庫補助金の基準額が増額されましたことから、30万円を減額するものであります。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 村長、地方債お願いします。

○村 長 地方債の変更につきましては、第 2 条、表書きの部分ですけれども、地方債の変更は第 2 表、地方債補正によるということでございます。

5 ページのほうに記載をしております。よろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 1 4 号

○議 長 日程第21、議案第14号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第14号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の件であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,605万6,000円とするものであります。

2 といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

内容の説明でありますけれども、まず最初に歳出から申し上げます。6 ページをお開き

ください。款 1 総務費で20万円を減額し、補正後の予算額を49万9,000円とするものであります。

項 1 総務管理費は、11万8,000円を減額、補正後の予算額は33万1,000円となります。説明欄(1)、総務一般事務経費において、旅費で7万9,000円、需用費の消耗品費で3万9,000円、いずれも執行残でございます。

項 2 徴収費は、8万2,000円を減額し、補正後の予算額を16万8,000円とするものでありまして、目 1 賦課徴収費、説明欄(1)、賦課徴収事務経費の6万8,000円は、旅費及び需用費のいずれも執行残であります。

目 2 滞納処分費の説明欄(1)、滞納処分事務経費の1万4,000円の減額は、滞納処分を行う必要がなかったため、旅費及び需用費の全額を減額するものであります。

7 ページにまいりまして、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金におきまして23万7,000円を減額し、補正後の予算額を5,480万7,000円とするものであります。

目 1 後期高齢者医療広域連合納付金も同額であります。説明欄にまいりまして、(1)、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、保険料の減額に伴う納付金の減少によるものであります。

次に、歳入にまいります。5 ページをお開きください。款 1 後期高齢者医療保険料、目 1 後期高齢者医療保険料におきまして23万7,000円を減額し、補正後の予算額を4,222万9,000円とするものであります。

目 1 特別徴収保険料で5万円、目 2 普通徴収保険料で18万7,000円の減額でありまして、調定実績に基づき減額をしておるところであります。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金は、20万円を減額し、補正後の予算額を1,353万6,000円とするものであります。

目 1 一般会計繰入金は、同額の20万円を減額するものでありまして、歳出の総務費の事務費の執行残の減額に伴い、減額するものであります。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第15号

○議長 長 日程第22、議案第15号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第15号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条でありますけれども、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ226万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,175万1,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199万9,000円とするものであります。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。初めに、人件費から説明いたします。17ページをお開きください。給料で54万1,000円、職員手当で5万8,000円、共済費で21万7,000円、合計81万6,000円の減額でありまして、当初介護医療連携コーディネーターの採用予定で中堅保健師等の配置で計画をして人件費を計上しておりましたけれども、採用できずに、新人保健師を採用の上、内部の異動で保健師を配置したことによる減と人事院勧告による勤勉手当等の改定による増によるものの差引きを行っております。18ページの給料及び職員手当等の増減額の明細、19ページの給料及び職員手当の状況は、後ほどご参照をお願い申し上げます。

最初に、歳出から申し上げます。11ページをお開きください。款1総務費で56万円を減額し、補正後の予算額を595万9,000円とするものであります。

項1総務管理費は、6万8,000円の追加、補正後の予算額は159万3,000円となるものであります。

目1一般管理費は、同額の追加で、説明欄(1)、総務一般事務経費の節18備品購入費の18万2,000円の減額はOSのサポート期限切れに伴う介護保険データ伝送用パソコンの購入経費の減額でありまして、国保連の一括入札による購入費の減少であります。節19負担金補助及び交付金の25万円の増額は、介護保険システム改修による北海道自治体システム協議会負担金の増加によるものであります。

項3介護認定調査会費は、62万8,000円を減額し、補正後の予算額を423万1,000円とするものでありまして、目1認定調査費は6万8,000円の減額で、内容につきましては説明欄

(1)、認定調査等経費の節13委託料で訪問認定調査件数の減少によるものであります。

目2 認定調査会共同設置負担金は、56万円の減額でありまして、内容は説明欄(1)、認定調査会共同設置負担金の節19負担金補助及び交付金で南十勝介護認定審査会負担金の減額でありまして、テレビ会議システム入札執行残及び人事異動による人件費の減によるものであります。

続きまして、12ページをお開きください。款2 保険給付費で41万5,000円を減額し、補正後の予算額を2億9,919万7,000円とするものであります。

項1 介護サービス等諸費で606万6,000円を追加し、補正後の額を2億5,820万2,000円とするものであります。

目1 介護サービス等諸費で同額を追加するものでありまして、内容につきましては説明欄(1)、介護サービス等諸費の節19負担金補助及び交付金で、法定居宅サービス給付費は252万5,000円の減額、居宅介護支援給付費は42万円の追加、法定施設サービス給付費は321万6,000円の追加、福祉用具購入給付費は24万2,000円の減額、住宅改修給付費は55万9,000円減額、地域密着型居宅介護サービス給付費は688万1,000円の追加、地域密着型施設介護サービス給付費につきましては110万1,000円の減額で、それぞれ給付実績に基づいて追加、減額をしているところであります。

項2 介護予防サービス等諸費は、297万4,000円を減額し、補正後の予算額を1,366万2,000円とするものであります。

目1 介護予防サービス等諸費で同額を減額し、内容につきましては説明欄(1)、介護予防サービス等事業の節19負担金補助及び交付金で、居宅介護予防サービス給付費は81万5,000円の追加、地域密着型介護予防サービス給付費は380万9,000円の減額等で、給付実績に基づき、それぞれ追加、そして減額をしております。

13ページにまいりまして、項3 高額介護サービス費、項4 高額医療合算介護サービス費は、それぞれ補正額はありませんが、それぞれ各種歳入による財源振替を行っているところであります。

項5 特定入居者介護サービス等費は、350万7,000円を減額し、補正後の予算額を1,833万3,000円とするものであります。説明欄(1)、特定入所者介護サービス事業の節19負担金補助及び交付金で特定入居者介護サービスの支給見込み者の減少による減額であります。

款3 地域支援事業費で147万3,000円を減額し、補正後の予算額を5,220万6,000円とするものであります。

項1 介護予防・日常生活支援総合事業費におきまして44万3,000円を追加し、補正後の額を1,554万6,000円とするものであります。

目1 介護予防・生活支援サービス事業費は、57万6,000円を追加するものでありまして、内容につきましては説明欄の(1)、介護予防・日常生活支援サービス事業の節19負担金補助及び交付金において、介護予防・生活支援サービス事業費で92万6,000円の追加は介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスの給付費の増加によるものでありまして、

介護予防ケアマネジメント事業費の35万円の減額につきましてはケアマネジメント作成件数の減少によるものであります。

14ページにまいります。目2一般介護予防事業費は、13万3,000円の減額で、補正後の予算額を499万2,000円とするものでありまして、説明欄(1)、一般介護予防事業の執行残をそれぞれ減額するものであります。

項2包括的支援事業・任意事業費におきましては191万6,000円を減額し、補正後の予算額を3,666万円とするものでありまして、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は96万円を減額し、内容につきましては説明欄(1)、準職員賃金等で10万5,000円、職員等人件費85万5,000円を減額するものであります。

15ページにまいりまして、目3任意事業費は、78万4,000円を減額するものでありまして、補正後の予算額369万8,000円とするものであります。説明欄(1)、家族介護支援事業の節20扶助費におきまして、家族介護慰労金を26万円、家族介護用品支給費を6万2,000円の減額、これはそれぞれ支給者の減少によるものであります。説明欄(2)、任意事業は、認知症等による高齢者の成年後見人制度の利用者がなかったため、46万2,000円の全額を減額しています。

目4在宅医療・介護連携推進事業費は、17万2,000円を減額するもので、説明欄(1)、在宅医療・介護連携推進事業の節8報償費の執行残の減額であります。

款4基金積立金、項1基金積立金は、18万3,000円追加し、補正後の予算額を204万9,000円とするものであります。

16ページにまいりまして、サービス事業勘定からの繰入金の余剰分及び利子分を積み増しするものであります。

続いて、歳入にまいります。7ページをお開きください。款1介護保険料、項1介護保険料は、234万5,000円追加し、補正後の予算額を6,592万1,000円とするものであります。調定状況を見て増額するものであります。

款2使用料及び手数料、項1手数料は1万1,000円を減額し、補正後の予算額を9万3,000円とするものでありまして、シルバーハウジングでの生活援助員の派遣手数料を対象者の所得階層の変更により減額するものであります。

款3国庫支出金で598万円を追加し、補正後の予算額を9,656万5,000円とするものであります。

項1国庫負担金は、355万7,000円を減額し、補正後の予算額は5,395万6,000円とするものでありまして、今年度は国の方針により4月の当初の申請時の金額により決定されたため、その後の給付費の伸びを反映しないこととされたため、国庫負担金を減額するものであります。不足分は、令和2年度に精算される予定であります。

項2国庫補助金は、953万7,000円を追加し、補正後の予算額を4,260万9,000円とするものでありまして、目1調整交付金は940万6,000円の追加で、配分率の増加による増額であります。

続きまして、8ページにまいります。目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、62万円の追加でありまして、交付金の配分率の変更に伴う増額であります。

目3地域支援事業交付金（その他事業）は、65万6,000円の減額で、歳出の地域支援事業費の減額に伴うものであります。

目5事業費補助金は、16万7,000円の追加でありまして、介護保険システム改修に対する補助金の追加であります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金は、21万円を追加し、補正後の予算額を8,410万3,000円とするものであります。

目1介護給付費交付金は、7万6,000円の減額で、変更交付申請による減であります。

目2地域事業費交付金は、28万6,000円の追加でありまして、歳出の地域支援事業費の増加によるものであります。

款5道支出金で118万4,000円追加し、補正後の予算額を4,954万円とするものであります。

項1道負担金は、118万4,000円の追加、補正後の額は4,104万9,000円となるものであります。

目1介護給付費負担金も同額の追加であります。変更申請による増額となっております。

続きまして、9ページにまいります。款6財産収入、項1財産運用収入は、1,000円の追加で、補正後の予算額を2万3,000円とするものでありまして、積立て期間の増加による基金利子の増によるものであります。

款7繰入金で1,188万3,000円を減額し、補正後の予算額を6,187万3,000円とするものであります。

項1一般会計繰入金は、264万1,000円を減額し、補正後の予算額5,645万1,000円とするものであります。

目1介護給付費繰入金は、5万5,000円の減額で、歳出の介護給付費の減額によるものであります。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、8万6,000円の追加でありまして、歳出の介護予防・生活支援サービス事業費が増加したことによるものであります。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、21万7,000円を減額するものでありまして、これは人件費の減により繰入金を減額するものであります。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、3万1,000円を追加するものでありまして、軽減対象者の増加によるものであります。

目5その他一般会計繰入金は、248万6,000円の減額でありまして、節1事務費繰入金の72万7,000円の減額は、介護伝送用ソフト対応パソコンの執行残、南十勝認定審査会共同設置負担金の人件費、テレビ会議システム分の減少によるものであります。節2その他一般会計繰入金での175万9,000円の減額は、包括的支援事業・任意事業の減額によるものであ

ります。

項2基金繰入金は、1,047万5,000円を減額し、補正後の予算額を418万9,000円とするものでありまして、国庫調整交付金等の増額により財源調整で繰入れを取りやめたものであります。

項3他会計繰入金は、123万3,000円を新規に追加するものでありまして、介護保険サービス事業勘定からの繰入金を計上したものであります。

続きまして、10ページにまいります。款9諸収入、項2雑入は、9万1,000円を減額し、補正後の予算額を56万5,000円とするものであります。介護予防教室利用見込み者の減によるものであります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の説明を終わらせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定の説明にまいります。

最初に、歳出から申し上げます。23ページをお開きください。款1事業費、項1居宅介護サービス事業費は、119万円を減額し、補正後の予算額を76万6,000円とするものであります。

目1居宅介護サービス事業費の14万5,000円の減額は、説明欄(1)、包括的支援等事業は本勘定の事務費であり、いずれも執行残の減額であります。

目2介護予防サービス等事業費は、104万5,000円を減額するもので、説明欄(1)、介護予防事業の節13委託料の減額は介護予防支援計画策定委託料の減額でありまして、当初社会福祉協議会への委託分として月33件の計上をしておりましたけれども、要支援1、2の方のケアプラン作成対象者の減少により、直営での作成件数が増加したことにより、委託件数が減少したためであります。款2諸支出金、項2繰出金は123万3,000円を新規に追加するもので、この勘定の剰余金を介護保険特別会計事業勘定へ繰り出すものであります。すみません、24ページにいきました。

次に、歳入の説明をいたします。22ページをお開きください。款2繰越金、項1繰越金は4万3,000円を追加し、補正後の予算額を4万4,000円とするものでありまして、前年度繰越金を追加したものであります。

以上ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件

を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第16号

○議長 長 日程第23、議案第16号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第16号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

1ページをお開きください。第1条に総則、第2条では今回補正する収益的収入及び支出を、第3条におきましては資本的収入及び支出を、第4条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めておりまして、いずれも3月末までの予算執行残による補正であります。

続きまして、2ページをお開きください。収益的収入支出の補正予算明細書であります。収入について、款1簡易水道事業収益は299万円の増であります。

項1営業収益、目1水道使用料は、3月までの見込みでありまして、141万3,000円の増であります。

項2営業外収益、目2負担金は、共同施設維持管理負担金369万3,000円の減でありまして、これは幕別町元忠類地区維持管理負担金のうち、中札内共同施設に設置する前処理装置設置工事分につきまして収益的収入から資本的収入へ計上科目を変更及び幕別町駒島地区維持管理負担金確定による減額となっております。

目3長期前受金戻入は、減価償却資産見直しにより477万9,000円の増額となっております。

目5雑収益は、水道管漏水事故修繕負担金で49万1,000円の増額であります。

支出につきまして、款1簡易水道事業費用は291万3,000円の増であります。

項1営業費用、目1原水及び浄水費は10万1,000円の減で、賃金、旅費それぞれ執行残による減額であります。

目2配水及び給水費は31万8,000円の減でありまして、委託料につきましてはそれぞれ入札等による減額であります。

目3総係費は55万3,000円の減で、手当、旅費、備用品費、通信運搬費、負担金はそれぞれ執行残による減額となっております。

目4減価償却費は、減価償却資産の見直しにより388万5,000円の減額となります。

続いて、3 ページをお開きください。資本的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入につきまして、款 1 簡易水道事業資本的収入、項 2 負担金、目 1 負担金、受益者負担金は、給水工事負担金15万4,000円の増額と、中札内共同施設負担金は幕別町元忠類地区維持管理負担金のうち、中札内共同施設に設置する前処理装置の工事分につきまして収益的収入から資本的収入へ計上科目を変更したことにより256万1,000円の増額となっております。

項 3 企業債、目 1 企業債は、中札内共同施設に設置する前処理装置設置工事費に係る簡易水道事業債、過疎対策事業債の借入れ額確定により400万円の減額となっております。

支出につきまして、款 1 簡易水道事業資本的支出は421万8,000円の減であります。

項 1 建設改良費、目 1 水道施設費の工事請負費では、水道メーター取替工事の執行残でありまして、26万9,000円の減、負担金は中札内共同施設に設置する前処理装置設置工事費確定によって385万7,000円の減であります。

目 2 量水器費、量水器購入費は、水道メーター購入費の執行残でありまして、9万2,000円の減であります。

また、4 ページからは簡易水道事業特別会計にて計上いたします 2 名の給与費を掲載しております。一般会計職員と同じ基準で計上しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第17号

○議 長 次に、日程第24、議案第17号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第17号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件であります。

1 ページをお開きください。第1条に総則、第2条では今回補正する収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出を、第4条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。いずれも3月末までの予算執行残による補正であります。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入につきまして、款1下水道等事業収益は89万2,000円の減であります。

項1営業収益、目1下水道等使用料は、3月までの見込みで、37万4,000円の減であります。

項2営業外収益、目1一般会計補助金は、財源補填分で151万3,000円の減であります。

目2長期前受金戻入は、減価償却資産見直しにより99万1,000円の増額となります。

目4雑収益は、消費税還付加算金で4,000円の増であります。

支出につきまして、款1下水道等事業費用は210万7,000円の減であります。

項1営業費用、目2処理場費は142万9,000円の減でありまして、備用品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、手数料はそれぞれ執行残による減であります。

目3総係費は41万8,000円の減で、法定福利費、旅費であります。

続きまして、3 ページを御覧ください。備用品費、通信運搬費、委託料、手数料、負担金はそれぞれ執行残による減であります。

目4減価償却費は、減価償却資産の見直しにより20万6,000円の減額となります。

項1営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息の確定により5万4,000円の減額となります。

続きまして、4 ページにまいります。資本的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入につきまして、款1下水道事業資本的収入、項1目1企業債は、借入額の確定により620万円の減であります。

項3負担金、目1負担金は、受益者負担分で36万1,000円の増。

項4補助金、目1国庫補助金は、公共下水道ストックマネジメント修繕改築計画補助金で25万3,000円の減であります。

目2他会計補助金では、一般会計補助金は基準繰り出し分で97万4,000円の増であります。

支出につきまして、款1下水道等事業資本的支出は1,459万1,000円の減であります。

項1目1建設改良費等は1,351万3,000円の減でありまして、旅費、備用品費、印刷製本費、委託料、工事請負費はそれぞれ執行残による減額であります。

項2目1企業債償還金は、借入額の確定により107万8,000円の減であります。

また、6 ページからにつきましては、公共下水道事業特別会計にて計上する1名の給与費を記載しております。一般会計職員と同じ基準で計上しております。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第17号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の
件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時15分散会)